

会

議

午前10時 0分開会

議長（増田 清君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。よって、平成20年6月下田市議会定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会期の決定

議長（増田 清君） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より7月3日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は8日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご承知願います。

会議録署名議員の指名

議長（増田 清君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、8番 土屋 忍君と9番 増田榮策君の両名を指名いたします。

諸般の報告

議長（増田 清君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、総会関係について申し上げます。

6月5日、国道414号整備促進期成同盟会総会が沼津市で開催され、私が出席をいたしました。

次に、今定例会に市長から提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知がありました

ので、局長補佐をして朗読いたさせます。

局長補佐（須田信輔君） 朗読いたします。

下総庶第85号。平成20年6月26日。

下田市議会議長、増田 清様。静岡県下田市市長、石井直樹。

平成20年6月下田市議会定例会議案の送付について。

平成20年6月26日招集の平成20年6月下田市議会定例会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、議第40号 教育委員会委員の任命について、議第41号 新たに生じた土地の確認について、議第42号 字の区域の変更について、議第43号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第44号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第45号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、議第46号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第3号）、議第47号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第48号 平成20年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

下総庶第86号。平成20年6月26日。

下田市議会議長、増田 清様。静岡県下田市市長、石井直樹。

平成20年6月下田市議会定例会説明員について。

平成20年6月26日招集の平成20年6月下田市議会定例会に説明員として下記の者を出席させるので通知いたします。

記。市長 石井直樹、副市長 渡辺 優、教育長 高橋正史、企画財政課長 土屋徳幸、総務課長 系賀秀穂、市民課長 山崎智幸、税務課長 河井文博、会計管理者兼出納室長 森 廣幸、監査委員事務局長 内田裕士、建設課長 井出秀成、上下水道課長 滝内久生、観光交流課長 山田吉利、産業振興課長 増田徳二、健康増進課長 藤井恵司、福祉事務所長 清水裕三、環境対策課長 藤井睦郎、教育委員会学校教育課長 名高義彦、教育委員会生涯学習課長 前田真理。

以上でございます。

議長（増田 清君） 以上で諸般の報告を終わります。

市長あいさつ

議長（増田 清君） ここで、市長から発言を求められておりますので、許可いたします。
市長。

市長（石井直樹君） おはようございます。

開会に当たりましてごあいさつとご報告を申し上げたいと思います。

さきの市長選挙におきまして3期目の就任をさせていただくことになりました。任期は7月4日まででございますので、改めまして今後の議会においては所信を述べさせていただきたいと思いますが、引き続いて市政を担当させていただくということで少しお話をさせていただきたいと思います。

今後自治体を取り巻く財政環境は大変厳しい状況が予想されます。この中で行財政改革の取り組み、南伊豆地区1市3町合併の推進、共立湊病院の問題を初めとする各行政課題に全身全霊を傾けてまいる所存でございますので、どうか議員各位におかれましても同じ気持ちでぜひご支援、ご協力を賜りたい、このようにお願い申し上げておきたいと思います。

もう1点、6月5日付で南伊豆地区1市3町合併協議会の設置に伴います職員の人事異動を行いました。異動となりました課長職の紹介をさせていただきたいと思います。

企画財政課付課長あわせて南伊豆地区1市3町合併協議会事務局派遣に平山広次、産業振興課長に今日来ております増田徳二を任命させていただきました。ひとつよろしく今後ともお願いを申し上げたいと思います。

以上で報告とあいさつとさせていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

一般質問

議長（増田 清君） これより、日程により一般質問を行います。

今期定例会に一般質問の通告のありました議員は8名であり、質問件数は25件であります。通告に従い、順次質問を許します。

質問順位1番。1、後期高齢者医療制度の現状と問題点について。2、1市3町の合併と共立湊病院問題について。3、海水浴場の健全かつ安全な管理運営について。4、廃棄物行政の改善について。

以上4件について、1番 沢登英信君。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 皆さん、おはようございます。

日本共産党の沢登英信です。

後期高齢者医療制度の現状と問題点についてから質問をさせていただきます。

老人保健法が廃止され、かわって後期高齢者医療制度が本年4月から実施されました。75歳以上のお年寄りは月々6,200円、年間7万5,000円余りの新たな負担を保険料として死ぬまで負わなければなりません。保険料を滞納すると保険証を取り上げられます。お年寄りを年齢で差別する医療制度は日本だけあります。リスクの多い人のみを集めるのでは保険として成り立ちません。ですから、実施と同時に「なぜ年金から保険料を天引きするのか。75歳になったからといって勝手に後期高齢者と呼ぶな」「国は高齢者を見捨て死ねというのか」などの悲痛な声が上がっております。そして、姥捨て山と言われるこの医療制度は廃止以外に解決の策がない。この世論を背景に6月6日、参議院で後期高齢者医療法の廃止法案が賛成多数で可決されたわけであります。

そこで、まず下田市の現状についてお尋ねいたします。

1、75歳以上の対象者が何人でしょうか。また、65歳以上の障害者の対象者は何人でしょうか。この制度に加入していない65歳以上の障害者の方は下田ではおられるのでしょうか。2年後の対象者は何人で、負担金は幾らになると推計をしているのでしょうか。

2、保険料が年金から天引きされる人は何人ですか。また、年金以外の普通徴収される人は何人で、徴収の実態はどうなっているかお尋ねいたします。

3、政府が、低所得者ほど、これまでの保険料より安くなると言ってきたことが国会の論議の中でうそであることが明らかにされてきました。この点での下田市の実情はどうなっているのでしょうか。

まず、必ず負担増となる健保の被扶養者、全国では200万人と言われておりますが、下田では何人いるのでしょうか。そして、年間一人頭7万5,000円余りの増額となっているのかお尋ねいたします。

この半年間の凍結を誤って徴収していることはありませんか。また、保険証が未交付になっている実態はないか、お尋ねいたします。

4、高齢者の差別医療となります定額制、この適用が下田で実施されているのでしょうか。また、特定健診は対象外にするのでしょうか、お尋ねいたします。

5、西伊豆町ではメタボリックシンドロームの予防や早期発見などを目的としました特定健診の無料化を発表しております。下田市ではどのように検討されているのでしょうか。

さて、後期高齢者医療制度の根拠となります医療法制度の改正は、2年前の6月、参議院

を自民、公明の与党が強行成立させたものであります。当時の小泉純一郎首相が推進した郵政民営化とともに医療構造改革の総仕上げという位置づけでありました。年齢という線引きは保険制度にふさわしくない。高齢者を医療から締め出し、しかも負担増を強いる制度であること、若い世代の負担も増額し、下げられるのは国と企業の負担額であります。終末医療で延命措置を行わないとお医者さんに言いますと、医師に報酬が与えられる。また、現在、自宅で死を迎える方はお年寄りの2割と言われております。これを4割に高めると医療費が年間5,000億円削減ができるという入院患者を病院から早期に退院させる報酬制度にするなど、非人間的制度の問題が隠しようがなくなっているわけであります。

そこで、下田市は国に次のように要求すべきものと考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

1、後期高齢者医療制度の廃止を含めた見直しを求めること。2、差別医療となる包括定額制を廃止すること。3、年金からの天引きをやめること。また、低所得者への軽減措置を実施すること。4、70歳から74歳の窓口負担2割の引き上げをやめること。5、国の予算を増して国民が安心して医療を受けられるようにすることであります。

次に、1市3町の合併と共立湊病院問題について。

松崎町議会の三度の否決をくつがえす住民投票結果を受け、6月5日、1市3町の合併協議会規約及び設置に関する協議書が調印をされました。この合併協議会の会長である下田市長は「本地域の合併は住民にとってメリットがあると確信をしており、このラストチャンスを生かし実現したい」と発言されております。また、6月20日には石井市長は2期連続無投票で3選を果たされました。6月10日の伊豆新聞紙上によりますと「1市3町の合併の実現、共立湊病院の存続、下田市の財政再建が公約課題である」とされております。

そこでお尋ねいたします。

1、市長は、合併はなぜメリットがあると確信されているのでしょうか。その根拠をお尋ねいたします。特に、下田市にとってのメリットは何か、また、他町のメリットは何か、デメリットについてもあわせてお考えをお伺いいたします。

次に、1市3町の合併について協議するかどうかの判断が松崎町民にゆだねられ、賛成2,943票、反対2,322票で、協議せよの判断が下されたわけであります。この点からいいますと、法定合併協議会は合併すべきかどうかの判断も当然協議の対象にすることになると思います。この点をどう進めるお考えでしょうか。また、協議会ですから、多数決で決するのではなく、全委員の合意、全会一致ができたとき初めて決する会議の進め方をすべきと考えま

すが、いかがでしょうか。

3、河津町長の提案で地域自治組織をつくることが市長間で合意されているとの報告を受けておりますが、協定書ないし覚書など取り交わしているのでしょうか。前回は約10年間、地方交付税に相当する予算を旧市町に配分し、地方自治区長のもとに行政執行し、この間、各市町は借金なしに励み、均衡を図った上で行政上の統一を進める。つまり、下田市の借金を河津町の財産基金で賄うことは河津町民が許さないという考えであります。この考え方をあえて現行法に当てはめると、合併特例法によります地方自治区ないしは合併特例区になるとと思いますが、いかがでしょうか。また、地域協議会ないしは合併特例区協議会の区長及び委員は、新潟県の上越市のように公募、選考投票にすべきものと考えますが、いかがでしょうか。

4、基金や財産管理はどうしようとお考えでしょうか。平成18年度財政調整基金と減債積立金を合わせました額は皆さんのお手元に資料を配付してございますが、下田市が8,733万円、河津町9億7,190万、南伊豆町2億4,517万、松崎町が6億173万円であります。下田市の基金がいかにか少ないかをあらわしているわけではありますが、これで新規事業ができるのでしょうか。また、どのようなまちづくりを展望されているのか、お尋ねいたします。

5、対等合併ということですから、下田市の名称はなくなる可能性があるわけでありまして。どのような決意をされているのか、また、新市の庁舎はどうするのですか。お尋ねいたします。

6、税収見込みはどうお考えでしょうか。都市計画税など新たな課税をするのでしょうか。また、地方交付税は合併すると合併前の各市町の交付税額を合わせたより少なくなります。どのように予想されているのでしょうか。

7、石井市長は合併により「負担は低いほう、サービスは高いほうに合わせ、住民の暮らしを守る」と説明をしております。県下一高い国民健康保険税をぜひ郡下並みに合併前に引き下げていただきたいと思っております。また、諸施設の使用料、保育料、水道料、下水道料など当然その対象になるものと考えます。市になれば生活保護行政など県民生事務所の仕事がおろされてまいります。県が持っていた保護費の4分の1の分は新市が負担することになるわけでありまして。財源はどうするのでしょうか。お尋ねいたします。

8、石井市長は「合併は最大の行政改革である」と言われておりますが、その手法が人件費の削減、補助金の削減、物件費、事業費に対してはキャップ方式で頭を押さえ、県下一安い市の賃金でありますし、少ない教育費、幼稚園、保育園、教育施設などの耐震対策は平成

27年までの繰り延べであります。そして、歳入4億円、歳出で12億円切り詰め、計16億円の借金なしをしたと自らの努力を評価されております。

しかし、これは国がよこすべき交付税や補助金をよこさなくなったので、国への借金なしができなくなったのであります。その分、市民から徴収し、市民サービスを切り捨てたことでもあります。このような手法を広げようというのでしょうか。これでは住民とともにまちづくりを進めるのではなく、住民を低いサービスで管理するまちづくりになってしまうのではないかと思うわけであります。

さて、次に、平成18年8月、共立湊病院組合議会で石井市長は「合併と病院移転とは切り離せない。ある程度のときになったら多数決も必要。意思決定すべきだ」と発言をされております。合併の問題になりますと共立湊病院問題は枠組みが違うので、合併とは切り離すべきだと主張をされております。その真意はどの辺にあるのかお尋ねをいたします。また、どのようにして共立湊病院を存続させ、第二次救急医療の確保を図るお考えなのでしょうか。お尋ねをいたします。

共立湊病院の運営については、指定管理者であります地域医療振興協会の先生方に大変お世話になっております。地域医療、僻地医療の実践を初め、第二次救急病院として平成18年度は年間1,350件の救急患者を受けていただいております。また、雇用の面でも200人からの医療従事者を抱えております。さらに、介護老人保健施設なぎさ園80床の運営もお願いをしているところであります。医療介護はもちろん雇用の面でも、観光の上でもなくてはならない湊病院であります。地域医療振興協会との良好な信頼関係が大切であります。

そこで、平成20年2月21日の行政報告によりますと、2月6日の病院組合の運営協議会、つまり首長会議の席上、組合からの指定管理は期間3年、減価償却分として負担金5,000万円、赤字補てんはしないという条件で提示されておりました。吉新理事長と小田院長が「協定期間は1年、負担金は3,000万円で更新する。平成21年以降は指定管理者として指定管理者を受けず撤退する」との申し出があったと聞いております。このことは2月8日の静岡新聞に報道されました。「交渉中のことなのでオフレコにする」ということであったようですが、なぜ議会にも報告されていないことが静岡新聞に報道をされたのかお尋ねをいたします。湊病院の移転新築の目安を1年以内に決めることが条件にされたそうですが、具体的にはどのような申し入れがあったのかお尋ねいたします。また、契約上どうなっているのでしょうか。1年以内に結論を出さなければ地域医療振興協会は撤退するということなのでしょうか。このことが地元選出県議の県政報告にも記載されておりますが、市長は県議から

何か聞いているのでしょうか。どうして1年以内ということになっているのか、あわせてお尋ねいたします。そうしますと、1年以内に次の指定管理者を探す、公募する準備を今からするということになるのでしょうか。

3、共立湊病院の建設費をどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

2005年3月の共立病院の新築基本構想策定報告書によりますと、現在地で新築し154床で76億円、移転しますと200床で97億円とされております。合併した場合、東伊豆町、西伊豆町がこの組合を脱退する心配はないのでしょうか。この計画は財政破綻をしてしまうのではないかと思うわけであります。

病院の建設検討委員会は、現病院の耐震化は行わず平成27年度までに新病院を新築する、利便性の高い場所に新病院を建設するという決議をされたそうではありますが、利便性が高い場所とは何を意味しているのかお尋ねをいたします。

さて、賀茂地区の医療施設の現状を見たとき早急に改善しなければならない課題があります。第一に、産科、お産ができるところをふやすことであります。現在、下田、賀茂地区内では下田市の臼井医院、東伊豆町のふじべ助産院だけあります。湊病院内に産科を設置する。せめて、助産師を置いて助産院を併設するなど、また、循環器科、泌尿器科の外来を受けるドクターを配置する必要があると考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、第二次救急医療体制ですが、どうして下田病院や日大稲取病院が2次救急から撤退してしまったのかお尋ねをしたいと思います。現在は、西伊豆病院と湊病院だけしかありません。したがって、東伊豆、河津町地区にもう一つ第二次救急に対応する病院が必要だと思えますが、市長の見解を伺います。

次に、第一次の患者が湊病院に集中しないように、また、休日・夜間の第一次救急体制を充実させなければなりません。3月議会において、市長は「白浜クリニック等は診察室も4つ持って、検査機器も入っている。賀茂医師会と相談して既存の施設を使って、医師が在駐する夜間の救急業務ができればと思っている」とご答弁をいただいております。その後、どのように話し合いが進められているのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、海水浴場の健全かつ安全な管理運営について。

下田市には特別の地場産業もなく観光が唯一の産業ではないでしょうか。年間の来遊客数は約330万人、うち海水浴客は約60万人で、白浜海水浴場には35万人のお客さんを迎えております。昭和59年には173万人の海水浴客も、今年も大雨による135号線の崩落した平成15年47万人台になってしまうのではないかという心配をせざるを得ません。昨年も直前の台風

より多量の海草が浜に打ち上げられました。本年も既に、白浜、大浜の海水浴場が大量の玉石で埋め尽くされ、外浦海水浴場ではアマモ放映で全国に報道され、風評被害が考えられます。

そこで、海水浴場の自然環境問題についても、地元任せ原因を明らかにして、市としての対策が必要と思いますが、当局の見解を伺います。

2、風評被害克服のため、県の協力を得て下田・賀茂郡下まちぐるみでの宣伝が必要ではないでしょうか。

3、白浜・大浜海水浴場の不法営業行為を取り締まる課題は、まさに古くて新しい重大な問題であります。私は、昨年9月、本年3月の定例会でもこの問題を取り上げ、下田市海水浴場対策審議会を条例第10条により設置するように求めました。そして、2月28日、第1回審議会が開催されましたが、20人の定数中12人の委員で構成されております。どうして土木事務所の浜地の管理担当者や県警の暴力団担当者、海上保安庁、あるいは弁護士など法の専門家、キャンプ禁止条例や公衆に著しく迷惑をかける暴力的行為等の防止に関する県条例等があるわけですので、県の担当者の知恵をかりるのは当然だと思いますが、なぜこのような人たちを審議会委員にお願いをしないのか。さらに、当局からの諮問事項のない審議会などあり得ないと思うわけでありますが、議事録を取り寄せてみると、これがないわけでありませぬ。発言者を隠すようなとかとか事務局とかの表記になっております。発言者を隠すような会で本当の問題解決の方針が出されるのでしょうか。

また、夏期海岸対策協議会がこの課題を担えるのでしょうか。お尋ねいたします。ですから、副市長ないし市長を会長とする調査研究の特別委員会を早急に設置し、真剣に町を挙げて解決を図る、研究を図る課題だと考えますが、所信をお尋ねいたします。

次に、廃棄物処理行政の改善について。廃棄物処理にかかわります市内特定業者と下田市の不正常な関係は改善されなければなりません。副市長を委員長とする一般廃棄物処理適正化庁内調査委員会の調査検討報告が19年2月8日、あるいは8月29日にこれに照らしまして何が改善され、何が改善されていないのか、その認識をまずお尋ねをいたします。

次に、古紙の取り扱いについて平成20年2月6日、住民監査請求がされました。その内容は、有価物として販売されるべき古紙類が業者との契約によって市は処分費を払ってきた。平成15年から平成19年度中途までその支払い額は600万円余りとなっている。平成15年度から19年度までの古紙類の総量は200万キログラム、適正に販売されていたなら1,000万を超える収入を得られたはずである。石井市長のずさんな、不法な廃棄物行政による市の損害は明

確である。こうした行政の根本的改善を求め、損害の補てんを求めるという内容であります。

これに対し、監査委員は3月27日、契約書に売却額と処理費が明記されておらず、総予算費を定めている地方自治法第210条に抵触するので、その是正措置を市長に勧告した。これは業者とのいわゆる不正常な関係は不問にして、予算形式のみの改善を求めたものであります。

しかし、さすがに次のような要望を記しております。「平成19年4月の古紙問屋買入価格の高騰が平成19年上半期の契約に反映されていないが、見積もり合わせの委託契約であっても常に市況情報などの情報収集を行い、業者とよりよい契約をするよう努力することにより事務事業の内容について市民に誤解を招くことのないよう、今後も事業運営に当たってより一層慎重な配慮を望むものである」こういう要望書が付いているわけではありますが、見積もり合わせの結果が出なければ有価物かどうかわからないなんて、こんなことはないわけでありまして。市況を調べれば、これが幾らで売れるべきかは一目瞭然であります。また、市内の2業者ぐらいしか見積もり合わせをとっていないわけですから、このことが不正常な関係をもたらしていると私は思うものであります。業者の枠を広げ、見積もり合わせではなく、きちんと入札をすることが必要であります。なぜなら、自治法でも定められているこのような措置をなぜ当局はとらないのか、とれないのか、お尋ねをするものであります。

4、ごみ有料化によりどのように減量化が進められたのでしょうか。お尋ねをいたします。

5、リサイクル分別収集が13品目から16品目にふやされました。その努力を評価するものであります。さらに一層減量化をし、燃やさない対策が必要であると思っております。台所くず等が燃えるごみの20%を占めておりますので、これを肥料化するなどの対策を一層進めなければならぬと思うものであります。さらに、トレーや包み紙、レジ袋などの燃えるごみもスーパーなど販売者と消費者をつなぐシステムづくりについて、より一層検討すべきものと考えますが、当局の所見をお尋ねいたします。

時間の関係で皆さんのお手元の資料の説明を飛ばしましたが、お手元に届いていると思っておりますが、これは共立湊病院の平成19年3月に入院の利用状況を記したものであります。皆さんのところには、外来、それから平成20年度の予算額も記しておりますが、これらの実績からみますと、下田市がその利用率は45%、南伊豆町が40%、河津町が6%、東伊豆、松崎、西伊豆町がそれぞれ3%と区分ができると思っております。これが、今言われておりますように下田市内に共立湊病院を建設するということになりまして、先ほど言いましたように、例えば、安くて50億でできるとしましても、そのうちの負担は65%を下田市が持つということ

になるのではないかと思います。32億5,000万円を下田市が持てと。そして、南伊豆町は10億だと。ですから、50億の建設費に対しては5億円を持ちなさい、河津町も同様であります。南伊豆、松崎、西伊豆町は2億5,000万円ずつ負担をしてくださいと。これは私の私案であります。こういうことにならざるを得ないと思うわけです。こういう状況の中で、どうして財政破綻をせずに建設できるのか。絵にかいたもちのような議論が飛び交っているのではないかと思います。

そして、さらに説明が戻って恐縮ではありますが、6月19日、下田青年会議所主催によりまず「共立湊病院の存続を考える」という講演会が行われました。総務省の公立病院改革懇談会座長の長隆さんの講演であります。要約させていただきますと「すべての公立病院は存続を望むなら、本年度中に総務省のガイドラインに則して改善計画を策定しなければならない。1市5町の共同経営の時代は終わった。独立行政法人（非公務員系）の選択が本年9月までに決断される必要がある。利害関係者が集まり、建設場所や規模などを検討している建設検討委員会は即中止し、意思決定機関を新設し、新機関にすべてをゆだねるしか選ぶ道はない」大変示唆に満ち、また極端とも思えるような提言をいただいているわけですが、これについて市長はどのようにお考えか、見解があれば表明をいただきたいと思います。

〔「あと3分ぐらい」と呼ぶ者あり〕

1番（沢登英信君） それでは3分ほどあるそうですので、夏期の海岸のことについて経過を皆さんと振り返らせていただきたいと思います。伊豆急の開通とともに浜地内の海の家は出店が多大な利益をもたらした、ということから各地で問題が発生し、昭和36年頃には暴力団が進出し始めるなど海水浴場の風紀が悪化してまいりました。健康で安全な海水浴場の維持管理をするため、昭和43年下田市、下田警察署、下田土木事務所などの関係諸団体によりまして下田市夏期海岸対策協議会が組織をされたわけでありまして。そして、昭和45年7月には下田市海水浴場管理運営規則が定められました。

浜地については市が一括して海岸の一時占用許可を受け、その管理運営を夏期海岸対策協議会とその支部に一任することになったわけでありまして。しかし、昭和61年白浜・大浜海水浴場の暴力団の介入問題、つまり土木所長のところに圧力をかけてくる。この当時は、市に一括しましても、さらに売店については土木事務所が直接占用許可を出す、こういう制度をとっていたわけでありまして。許可権者の下田土木所長は白浜大浜浜地占用に対し、夏期対の原田支部以外には認められない、貸さないと、こういう態度をとって、夏期対に、下田市長に全面的に浜地は貸せると、こういう経過になったと思います。当時は、売店の出店規制が

問題でありました。平成4年にも海水浴場を指定して規約であったものを皆さんご案内の今日の条例にしたわけでありまして、良好な管理ができるという大きな効果をこの当時は上げたと思うわけです。

ところが、出店規制ではなくて、今日では浜地内の営業形態が、コンビニができましたけれども、パラソル、ベッド、ボディボードなどのレンタル業ですね、いわゆる。あるいは、飲食物の注文とり、デリバリー商法が浜地内にはびこると、形態が変わってきたわけでありまして。そして、それに対応しようと平成12年に現在施行している海水浴条例に改正がされたわけでありまして、その条例が十分に活用されていないと、こういう現状があるわけでありまして。

その主な内容は、条例第7条中止の指示のところでありまして。禁止行為の中止を市職員にさせること、市長がこういうことができると、禁止行為者が見えず指示できないときは物品を撤去させることができる、この規定が全く実行されていないと、こういうわけでありまして。実行されていないのであれば、なぜできないのか。ほかの方法があるならほかの方法をきっちり考えるとということが当局の責任であると思うわけですが、市民から負託された条例を実行しないで放置しているというのが現状ではないかと思うわけでありまして。

したがって、この点をぜひ解決してほしい、そのためにこの議会で議論をさせていただいているところであります。

以上で主旨説明の提案を終わらせていただきます。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

番外。

市長（石井直樹君） 沢登議員のほうからいろいろご質問が出ました。大変時間を心配して、内のご質問だったわけなんですけれども、余り時間を気にしないで核心をついたことをお互いに議論したいという思いで、大変多くの質問が出てきましたので、もしかしたら答弁漏れが少し出てくるかもしれませんが、そのときには再質問の中でお願いをしたいというふうに思います。

最初の後期高齢者医療制度の問題であります。沢登議員のほうから細かいいろんな数字的な、今、下田市の現状等につきましてはこれは数字的な問題でありますから担当のほうから報告させていただきたいと思いますが、この後期高齢者医療、大変大きな国民の間にも関心を持たれた制度であったと思います。いい、悪いかということは今後いろんな改善策が出てくる中で、また違った道を歩むのかしれませんが、後のほうで議員のほうから廃止を求める

ことというような提案、これを市長のほうでも国へ上げていけというふうなご指摘がありました。そんな簡単に済む問題では、僕はこの後期高齢者医療という制度自身が抱えている問題点というのは本質的にしっかり、上辺だけを見るんでなくて、やっぱり市民一人一人も考えていく問題点であろうかというふうに思います。

今現在、よく言われているのが、この75歳以上の医療がもう既に日本のこの少子・高齢化の中では10人に一人というような時代に入っているのではなかろうかというふうに思います。

それでは、この下田の既に65歳以上の高齢者というランクが先般の発表では30.5%という中では、多分もうこの75歳以上の方々6.8人に1人とか、あるいは2年後には、もう6人に1人がこの75歳以上の医療という問題に直面するというような、やはり、日本においても大変地域間格差が出ているわけでありませう。

そうなりますと、今までの制度の中で国保会計、いろんな国保の破綻というのが地方の財政にも大きな問題点となっている中で、こういう制度が出てきたのかなということをもまず根本的には理解をしなければならないのかと思います。

世界中に見ても、日本の医療という問題は僕は大変進んでいる医療の国であるというふうに思っております。ベッド数の問題にしても、あるいは患者さんが比較的少ない負担、費用で病院へ行ける、こういうのも世界中の医療費というものを見ていけば、日本というのは大変恵まれた制度で今までであると思います。もしかしたら、世界でも一番この医療という問題については恵まれている国であるというような考え方をやっぱり国民はしっかり持たなければならぬ。

しかしながら、今、日本のその総予算というのがよく82兆円というようなことを言われますが、その中で医療費というものです。医療費総額というのがこの82兆円のうちでもう30兆円を超えている。あるいは、65歳以上の方々の医療費の負担というのは12兆円を超えているということがよく新聞等でも報道されておりますが、どんどんこの数字というのは高齢化の中で大きなウエートを占めてきます。ですから、それをどこが、あるいはだれが負担をするかということをおこの後期高齢者医療制度というのがやはり制度として出てきたものであろうかと思ひます。

今、病院にかかる方々が負担する、あるいはそういうことを軽くしておいて、この後の若い人たちにその分を負担させる、こういう問題もやはりこの医療問題だけではなくていろいろ問題で考えていく必要があるという時代の中での問題点であろうかと思ひます。

先ほど議員が言われました75歳以上の方が下田、何人かとか、65歳以上の障害者の対象が

どのくらいかというのは今から担当者から報告をさせていただきます。

こういう中で、この制度自身を全く廃止ということは僕は絶対あってはいけない制度であると思います。やはり、厚生省の見方がいろいろ間違った部分というのは我々も報道だけでは知ることができません。低所得者の負担が本来は減るんだというのが増えているんじゃないかとか、こんな報道もされております。こういうものは、我々は制度自身を見ただけでは全くわからないわけでありますが、実際にそういう状況が出ているということを踏まえて、当然のことながら国は制度をしっかり改善をしていくという方向が今出ていますので、やはりこれを見ていくべきであって、この制度自身を廃止というのは必ず今の人間が利益を得るために将来に禍根を残すようなことになってしまうのではなかろうか。やはり、そういうところまで見て、国民というのは本当は理解度を高めていかなければならないのかなということと、単なる今は政局の道具にされているのではないかというのは、私自身は感じを持っております。

多分20年ぐらい前だったと思いますけれども、消費税導入ということにはもう本当、国中が大騒ぎをいたしました。当時の人間とすればとんでもない話だということで、内閣の総辞職だとか、選挙の行方だとか、いろんな大きなうねりがあって、全く今同じようなことで、今現在に、ではその消費税という問題について何か言ったらだれも言わないで、今の消費税というのがやはり国民の生活を守っている財源になっているんだという見方によって変わってきているわけでありますから、やはりそういう大きな改革をするときには必ず目先の利益だけではなくて、将来やっぱりこういうふうになるんだということも国民というのは本当はしっかり考えていかなければならない。ですから、先ほど議員のほうから廃止を求めろというふうなことにつきまして、僕はそういうものではないというようなお答えをまずしておきたい、こんなふうに思います。

2つ目の合併の問題であります。この合併のメリットというものにつきましては、当然のことながら、もう今までの過去の議会の中でも何回も言わせていただいております。やっと昨日1市3町の合併協議会が設置をされて、第1回目の議論がされました。

私自身は会長としてまず感じたのは、やっぱり今までにない熱意というか、それぞれ1市3町から選ばれました委員の皆さん方がこの合併に向かって真剣に夢を持って臨んでおられるということを会場の雰囲気として感じました。何人かの議員さんも傍聴に来られて、この雰囲気というのはわかれたと思いますけれども、沢登議員も会場にいらっしゃったようでもありますから、この辺の議論というものもわかったのではなかろうかというふうに思います。

ご質問でありますからお答えしたいというふうに思いますが、この合併のメリットというのは何だやと言われれば、やはりこれはまずは地域間格差という中で今のこの地域が置かれている現状という、それから、将来性というものをしっかり見きわめた場合に、やはり住民ニーズにこたえられるような問題、これはしっかり行政基盤として強化をしていかなければ、ますます今後住民負担増というものが発生することが予想される。そういう中で、広域的な行政のことを含む中で、しっかりした考え方が出てくる。やはり、一人の力よりかは4人の力を合わせたほうが良いという、これはもう単純なことでございますけれども、まず、住民サービスの向上を目指したい。

それから、広域的でやることによって今までのライバルであったところが今度は兄弟ということになる、身内になる、家族になるわけであります。ですから、そういう中で自分たちの家族をしっかり守るために知恵を出し合うということが当然出てきます。こういう中で、新たな施策展開ができるということもあろうかと思えます。

それから、行財政の効率化ということもこれはもう何回も言っていることではありますが、スリム化によっていろんな改革ができていきます。それから、地域のイメージもまた違ってくるでしょう。そういうようなことがやはりメリットということになってこようかと思いません。

下田市にとってのメリット、それから他町のメリットは何かということでございますが、これはやはり原則的にはそういう中で、これから協議会の中で新市の基本計画をつくっていくわけありますから、その中でいろんなメリットというものが語られ、つくられていくんではなかろうか、こんなふうに私は考えております。

2つ目のこの合併協議会の中で物事を決めていく中で多数決でやるのではなくて全員の合意というものは、昨日の合併協議会の中でも同じ意見が少し出ました。しかしながら、結論的には皆さん方の意見を聴取した結果は、やはり原案どおり多数決というようなことで、これは全国でもう先進地事例、全国で合併をしている中でこの協議会がこのような方向で行っているというふうなことをお話をしまして、皆さん方のご理解を得たわけありますので、この規約の中の条件どおりいきたいというふうに会長としては思っております。

河津町長のほうから出ておりました例の地域自治組織という問題につきましては、昨年、4人の中で簡単なこういうもんだよという程度のこと聞いておまして、当然のことながら、またこの協議会の中で議論していくわけありますが、前回、河津側が出した地域自治組織とは全く違う考え方あります。やはり、それぞれが頑張ってきた中で、本当にどぶ板

行政じゃないんですが、地域の方々がちょっとした要望が出てきても、その地域で簡単に予算がつけられないということでは困るよということで、若干の期間内、自由に使える予算配分というものを欲しいと、この程度のお話の中で我々合意をしている中でありますので、これからどのような考え方が出てこられて、この地域自治組織の問題について議論がされていくんではなかろうかというふうに思います。

財政的なことでございまして、大変下田市の基金と比べてよそが少ないんじゃないかというふうなことで問題が出てくるというようなことを先ほどちょっと……

〔「よそが多いんです」と呼ぶ者あり〕

市長（石井直樹君） ごめんなさい、よそが多いんですね。というようなことで、その辺のことを下田の議員さんが余り自分のところのあれが少ないじゃないか、少ないじゃないかということと言われるのもいかなものかと思うんですが、やはり、基金が少ないから新規事業ができないということではなくて、やっぱり合併をすることによってお金の使い方が有効に活かされるというような方向へ考え方をさせていただきたいなというふうに思っております。

あと、名称とか新市の庁舎の問題、これは昨日、合併協議会が始まりまして、当然のことながら小委員会をつくらせていただきました。ですから、この小委員会の中でしっかりこの辺の議論が4つの町の代表者のほうからどんどん意見が出て議論されますので、私のほうからどうこう言うべき問題では今のところはないというふうな判断をしております。

あと、住民の負担が低いほうに合わせてサービスは高いほうに、これはもう合併の目的でありますから、当然それに目的を持ってそのようなことを専門部会とかいろんなところできちっと資料を出して、すり合わせをして、今までの住民が受けていた負担が何で合併して多くなっちゃいけないかということにならないような議論、それからサービスは合併してよかったねと、こういうことがうちのほうでもできるようになったというものに持っていくのがやっぱり合併のメリットということで、これもしっかり各分科会、幹事会というところで練らせていただきましてから上がってくる問題であろうかというふうに思います。

ちょっと、答弁抜いたら後で再質問してください。

あと、共立病院関係のご質問が出ました。1つは、18年頃に市長が「合併と病院移転とは切り離せない問題点だ」ということを言っていたと。ここへ来て、合併の問題と共立湊病院はちょっと枠組みが違うんだというような、ちょっとニュアンスが変わっているんじゃないかという、そういうご質問ですか。

これはもう当然だと思います。多分18年度のときは合併の県のほうから、この1市5町の

枠組みが示されたときですよ。ですから、その5月には1市5町の合併の当然あれができました、幹事会ですか。そういうものができて、1市5町の合併議論が始まっているときでありますから、当然、この病院組合を構成している枠内での合併議論がちょうど起きている頃であります。ですから、当然、この合併の病院とこの病院の問題というのは切り離せない問題であろうということになります。

しかし、今は違います。今は構成団体から東伊豆町と西伊豆町が抜けているわけでありませぬ。ですから、当然、西伊豆と東伊豆の意向を全く無視して、この1市3町の中での議論はできっこないという判断の発言というふうに理解をしていただきたいと思ひます。

当然のことながら、この病院問題については一部事務組合をつくっております構成団体1市5町の中でしっかり話を持っていく問題点であろうという認識を持っている、その辺の違いがあつての発言に変わっているのではなからうかと思ひます。

あと大変前の話なんです、2月に地域医療振興協会のほうからこの地区から病院を撤退したいというような話が出ました。確かに議員おっしゃる2月6日だったですね。その後新聞報道がすぐ出てしまったというようなことについてはどうしてなのかというふうなご質問。これは多分どこかで全協だか病院組合かでも何かそんな質問が当時出たような記憶がしますが、私自身が思っているのはやっぱり報道の情報収集の力というのはずごいなという。逆に我々が知らないことでも報道から情報を聞かせてもらうこともあります。ですから、そういうところから情報が出ているのかなということなんです、議員が今ご指摘した5,000万が3,000万円になるとか、1年以内に方向性をつくってくださいというのはもっとその後の話ですよ。最初の話じゃないです。多分、2月、その後いろいろ首長同士が集まって大変な問題だということをやりましたから、多分、その後の2月20日には6人の首長が何とか残ってほしいということでの条件を聞かせていただいたという中での方向性、ちょっとその辺がごっちゃになっているんじゃないかなというふうに思ひます。

そのときにいろいろ出た条件的なもので、念書、あるいは覚書ですか、というものがあるのか。これも病院組合でやっぱり共産党の議員さんから聞かれました。でも、そんなものありません。全くないです。

それから、もう1点、地元選出県議からの何か、後援会だよりでしょうかね、何かに病院のことが出ていた、1年以内に撤退するというのを市長は何かいろいろ聞いているのかということ、常にやはり県議とは情報交換はさせていただいております。やはり、いろんな問題で病院問題についてだつて県のしっかりした支援もまたあるわけありますから、当然、

我々が県へ直接じゃなくて地元選出の県議にはご報告、それから指示いろんなものをいただきながら、常に連絡を取り合っているのは当然のことです。1年以内に指定管理者を公募するというようなことは全く今のところでは考えていない問題点であろうかと思えます。

共立湊病院の建設費用というようなことにつきましては、先般、今、議員がおっしゃったように総務省の公立病院の懇談会の座長さん、来られましたね。大変いい話をしてくれまして、まさに我々とすれば、ああっという、今まで我々の5年間の検討というのは何だったのかなということちょっと反省させられたようなお話でありました。すぐ管理者とお話をさせていただきまして、こういう議論が出てきたところの中で、やはりこの建設検討委員会、どうしても地域の代表、あるいは業界の代表の方が入るとエゴというものがどうしても前へ出てきます。なかなか問題点が解決しなかったわけですから、その辺の意見を調整しようということで、もう本当にこの近々、1市5町の首長が全員集まります。この中でどういう方向性を求めていこうかということの話し合いをさせていただきたい、こんなふうに考えています。

あと、産婦人科の問題とか二次救急の問題は今まで述べてきたとおりであります。産婦人科の問題点につきましては、今のところは大変難しい問題点であろうかと思えます。

一次救急の問題につきましては、平日の夜間救急、すべてこういうものは共立さんのほうに行っているわけですね。大変過重労働につながっているわけですから、こういうのを医師会の会長さんと話をし、既存の病院の施設を使って何かそういうのは対応できないかということは確かに3月議会のときに私も賀茂医師会の会長と話したことを少しお話しさせていただきましたが、現実的にはまた当然それは予算のかかる問題点でありますし、また、医師会のほうで輪番制とか当然のことながら夜の対応ということで、お医者さんを当然、医師会のほうから派遣しなければならないと、問題点もあるわけですから、これは今担当課のほうにげたを預けてある状態です。

3つ目の海水浴場の問題点です。

海水浴場の問題点の中で当然、白浜大浜の例の石の問題、それから、ちょっと外浦のアマモも触れられましたが、こういう問題の原因を明らかにして市としての対応をしっかりとこなさいということについてはお聞きをしておきたいと思えます。我々なりにはいろんな問題点で対応はしっかり今のところとはとらせていただいているわけですから。ただ、白浜・大浜も例の夏の不法営業といわれる問題についてはなかなか解決ができないままずるずるしていることに対しましては、大変、条例下の中で難しいという中で、あるいは夏期対の管理

者がかわっているというような問題点、中でも担当課とすれば話し合いを続けながら一步一步区のほうの参加が、多分、今年は浜地のパラソルを出していただくという、一步一步進展をしておりますので、そういう中での対応ということになるかと思えます。

審議会の問題、あるいは対策審議会という問題につきましては、これからちょっと担当課長のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

最後の廃棄物行政の改善の問題につきましては、もう少し細かい問題点、それから、今までの議会の中で議員から指摘されている問題点の報告等もあろうかと思えますので、これも環境対策課長のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

議長（増田 清君） ここで質問者をお願い申し上げます。

質問の途中でございますが、10分間休憩したいと思います、よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） それではここで10分間休憩いたします。

午前 11時 4分休憩

午前 11時 14分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、1番 沢登英信君の一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

健康増進課長（藤井恵司君） それでは、後期高齢者医療制度の関係で数字的なものをお答えいたします。

まず、1点目の75歳以上の対象者数、それから65歳以上の障害者の対象者数ということで、それから、2年後の対象者数はどうなるのかということでございますけれども、20年4月1日の時点でございますけれども、75歳以上の対象者数は3,790人です。次に、65歳以上の障害者の対象者数は212人です。合計4,002人となります。

それから、2年後の対象者数ということでございますけれども、現在の74歳の方が386人、それから73歳の方が387人、合計で777人おられます。それで、この方々が後期高齢者医療制度に移行することになりますけれども、しかし、移行する人と亡くなる人がどうしてもあるということで、全員移行するわけではございませんので、2年間で大体273人増えると推計

しています、うちのほうでは。2年後は4,275人が対象者となると予想されます。4,275人というふうに対象者と予想しています。その分、負担金も人数分増えることになります。

それから、2つ目の年金からの特別徴収対象者ですが、4分の3というふうな推計で、大ざっぱですが3,000人。それから、年金以外の普通徴収の対象者は4分の1で1,000人ということで推計していますが、ただし、徴収実績については8月本算定となりますので、確定の数字では現在はありません。おおよそ3,000人と1,000人というふうに思っております。

それから、3番目ですが、これまで保険料が安くなるというふれ込みといいますが、そういう報道があったように思いますけれども、下田市の実情がどうかということでございますけれども、それは下田市の保険料の実情については本算定が8月ということで、それも賦課は広域連合が行うということで明確な答弁にはなりませんけれども、国保と比較した場合、まず所得割の率は下がっています。静岡県の分は下がっております、下田市より。それから、資産割はもうございません。それから、世帯別平等割もありません。それから、均等割額が上がっていますけれども、これは世帯別平等割額をプラスした額よりは下がっています。それから、軽減のほうも6割、4割から、7割、5割、2割とより多くの世帯が対象となっておりますので、後期高齢者だけを見ると保険料は安くなると考えられます。数字的にはそうなります。

ただし、3人以上の国保の世帯で後期高齢者医療制度に移行した人がいた場合、3人以上の世帯で、その中に後期高齢者に移行した人がいた場合、国保の均等割額が2万2,700円です。それが減となるわけですけれども、後期高齢者の均等割額が3万円の増となるため、世帯としては後期高齢者に移行した人一人につき1万3,300円の増額となるケースがあります。

それから、大きい3番目の2つ目で、健保の扶養家族は何人、どうなっているかということですが、下田市では国保以外から移行した人は600人です。それから、被扶養者として保険者からリストが送付された被扶養者の分は450人となっています。

それから、大きな3の3番目の半年間凍結を誤って徴収してはいないかということですが、これは徴収しておりません。

それから、4番目の保険証の未交付はあったかということです。下田市は未交付はございませんでした。

それから、大きな4番目ですが、定額制の適用についてでございます。これは下田市の周辺、医療機関では定額制を導入している医療機関はございません。それから、特定健

診は対象外とするのかというご質問ですが、特定健診は保険者が行うもので、後期高齢者の保険者は広域連合となっております。広域連合では市町に委託して健康診査を実施しているということでございます。後期高齢者は健康診査と呼んでおります。

それから、5番目、西伊豆町では特定健診の無料化を実施するが下田市はどうかということでございますけれども、下田市は6月17日より特定健診が始まっておりますけれども、40歳から74歳までの方は1,000円、後期高齢者の方は500円いただいております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

観光交流課長（山田吉利君） それでは、観光交流課の関係でお答えいたします。

審議会の関連、夏期対の関連ということで、まず、2月28日、先ほど議員さんのほうから話がありましたが、16年度以来4年ぶりに下田市の海水浴場対策審議会を開催いたしました。そういうことで任期が切れておりまして、本審議会は海水浴場の条例の第10条で海水浴場の合理的な管理運営について必要な事項を協議するための組織ということで定義されております。そういうことで、新たに審議委員さんを選ばせていただきました。基本的には、広域代表、地域住民、観光関連団体、漁業関連団体、その他、市長が必要と認める者ということで、今回は12人をお願いしたわけです。その中で、今回第1回目ということもありますので、最近の事情等を事務局から説明いたしまして、皆さんのそれぞれの立場で意見をいただきました。

そういう中で、条例の徹底した適用を望む方もいらっしゃいましたし、現実的な解決を望む方や民間の売店を入れたらどうかとか、入札でやったらどうかとか、いろんな具体的な意見も出ました。ただ、そこで1回目のその意見の中で統一した見解を出せるという段階には残念ながら今回は至りませんでした。ただ、先ほど議員さんから提案がありましたように、外部の専門家等をアドバイザーとして、行政関係者等も含めてですけれども、お招きして意見を聞くということはその条例の中でも認められておりますので、そういう形では今後、再度開催するような形でもっていきたいと思っております。

それと、具体的な、今、特に、原田区について何とか従来どおり、昨年どおり夏期対を地元が受けていただけるということで、今もう始まっております。そういうことで、この7月3日、私たちとそれから、地元の夏期対担当する方、地元区、それから、観光関係団体の方々、みんな地元ですけれども、こういう方々と協議をして、いかにスムーズな運営ができるかどうか、不法営業に対してもですけれども、それぞれの立場で話し合いをして何とか乗

り切りたいというふうに考えております。

先ほど市長からもお話が出ましたように、今回は食堂だの売店ではありませんがレンタル用品ですね、ボードとかパラソルとか。そういったものの倉庫を浜の中に置きまして、そこでレンタルをしてみようと。これは試験的な実施になると思いますが、その辺で不法業者、特に、パラソル等の不法営業が相変わらず目立ちますので、その辺については若干なりとも効果を期待しているところです。一応、審議会について、それから、夏期対との関係についてです。

それから、もう一つ追加ということでお話ししておきたいんですが、この6月20日に夏期対策協議会の総会を開かせていただきました。これで本格スタートとなったわけですが、本席上では下田警察署の地域課長さん、それから、保安部の担当者の方、それから、賀茂地域支援局、賀茂地域防災局の方々が出席いただいて、ご意見いただいたり、それから、市長のほうからも警察のほうにパトロール等の強化をお願いしてあります。そういうことで、私たちがパトロールのほうは観光課としても他の課長さんや市長、副市長も土日、人が多いときをお願いしてパトロールをさらに続けていきたいというふうに考えております。

そういうことで、何とかこの夏は乗り切りたいというふうに考えておきまして、いろんな問題が突発的なこともあると思いますけれども、そういう場合はケース・バイ・ケース。それから、長期的なことについては今後、審議会等をさらに活用しているような問題については解決を目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 次に、4番目の廃棄物行政の改善についてのご質問でございます。

1番目に、調査検討委員会の報告書、また行政報告に対する改善、またされたこと、また改善できないことについての認識をというお尋ねでございます。

この報告書につきましては、6項目にわたりまして報告をさせていただいております。その6項目についてのことでございますが、まず最初は、財産処理の問題についてのことでございました。ということは、処理量の把握をまずしていくことが大事だということで、四半期ごとの許可業者に報告を求めることによりまして、全体の量を把握した中でこの残渣の持ち込みのチェックをすることが可能になりまして、是正されているところでございます。

また、2番目の有償料金の問題ということで、業者がしている料金と市の手数料の問題に

つきましては30円が20円にということで、昨年9月の更新のときから是正がされたところでございます。

また、瓶、缶、粗大ゴミの持ち帰りの扱いということで、これにつきましてはびんの破碎後の持ち帰りにつきましては、これは独自で別の形で処理が可能になりましたので、その分については是正されております。また、粗大の有価の扱いについては量の把握とかいろいろ難しい部分があるところがありまして、今、調査研究しているところでございます。

また、リサイクルごみの扱いということで、業者の計量していることについての扱いということでしたが、現在、古紙についても計量をこちらでしているというような現状がありまして、おおむね是正をしているところでございます。

また、許認可における協議事項の問題と5番目の中で、昨年9月の更新前の許認可の中には協議するとか指示に従うとかという、そういう文面の記述がございましたけれども、更新後は具体的に各町の残渣はちゃんと返却するとか、家電についての残渣は有料ですよとか、また、可燃の残渣については無料ですよとか、こういうことの記述をした中で、実行している中で是正をしているところでございます。

また、6番目のその他諸問題の解明という中で、ABC3つ取り上げられているところでございますが、Aにつきましてはこの13年の処分業許可に係ることについての調査検討をしていくということの中で、この問題が出る、報告するというか、調査委員の前に解決がされていたところの部分で、この家電の4品目が2品目に是正されて、あと計画の整合性の是正、これも計画を見直しまして整合させているところでございます。また、稟議問題についてもまた処分というような形で問題が処理されているところでございます。

Bといたしまして、粗大ごみの市と業者で違う扱いと、この部分につきましては可燃ごみ粗大ごみ、当時30円ということで業者、市のほうが3円という中であったわけですが、これも昨年7月から料金の改定の中で可燃であっても破碎を要するものについては市として20円を今手数料としているところで、現在、皆さんが統一されて是正されたところでございます。

また、Cとして許可に係る報告書の提出と立ち入り調査ということにつきましては許可業者に指導監督に関する基準をこちらで定めて、それに基づいて適正に報告をいただいて調査をしているところでございます。

2番目に、古紙の取り扱いについてでございますが、この分につきましては住民監査請求とか、その監査委員の通知とか、それに対する回答とか経過がございます。その中で、議員さんのご質問の部分はこの入札を古紙について見積もりの枠を合わせではなくというご質

問でございますが、入札による出金につきましては、賀茂郡下の状況をちょっと調べておりますが、この入札をしているところはどこもありませんで、1社見積もりの随契か、もしくは複数の見積もり合わせによりまして契約をしているところでございます。

例えば、入札ということを考えますと、指名参加されている業者について限定がありまして、そういう面で見ますとなかなか難しいのではないかと、こういうふうに解釈しているところでございます。

また、4番目のごみ有料化になってどのように減量化が進んだのかということでございます。昨年10月から完全実施をしておりますして、18年のその同時期、10月から3月まででございますが、その比較を見ますと10%の量の減となっているところでございます。それにあわせて、効果といたしまして、市民の方のなるべく燃えるほうには入れないよという意識の向上をしていただいた中で、ペットボトルとか古紙の、今度は分別排出のほうに出される量が増えてきておりまして、それが昨年と、18と19と比較しますと59%増えているという状況でございます。

5番目のリサイクル分別の13から14に広げている中で、台所くずとかが20%とか、また、トレー、レジ袋等いろいろ消費者と販売者をつなぐシステムを検討したらどうかというような質問でございますが、まず、環境対策課といたしましては、市民の方にまず出さないためにはどうしたらいいかという、今3Rというこの思想を啓蒙していくことが大事だという、要するに、ごみの発生を家庭から抑制して、なるべく無駄な消費はしないということ。そして、なるべく繰り返して使うと。そして、どうしても出すものについては、なるべくリサイクルして再利用できる方法をいろいろ考えていただきたいと、こういう思想の啓蒙が大事ではなからうかというふうに思います。

そのうえで、今後残された分別の方法といたしましては、プラスチック系のとか紙製の容器包装の分別ということも考えられますが、そのためのヤードとか施設の拡充とか、そういういろいろなことが課題になってくるわけでございます。あと市民の方の増えることに対してのお願い、理解の一層の必要性があるかと思えます。

そういう中で、今後はマイバッグとかマイはし運動ですね、こういうことも進めながら、またレジ袋の有料化につきましても消費者と販売店の方々のいろんなつながり、議員さんご指摘のとおり市としての役目は何かできるかというようなことを検討しながら進めていきたいと、このように思っています。

以上でございます。

議長（増田 清君） 質問漏れがありましたら、ご指摘ください。

いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 1番。再質問でいいですね。

1番（沢登英信君） 後期高齢者医療制度については、廃止については見解が違う、こういうことではありますが、自民党のそれぞれの方々も、例えば、古賀氏やもとの塩川正十郎氏等もテレビ等で凍結すべきだとか、見直しをすべきだ。舛添厚生大臣でさえ「自分はその計画に参加しなかったけれども、これはもう反省をしている」というような弁を表明しているところでもありますので、ぜひともこれらの反省が現実になるように、市長としても国に後押しをしていただきたいと要望を重ねてしておきたいと思うわけであります。

さて、合併の問題が今後のこの近在の市の、あるいは自治体の状況をどういう方向へ導いていくのかと、大変重大な問題だと思うわけです。ですから、名前についてもどのように決めていくのかということではなくて、対等合併ということになれば、当然、下田市という名前もなくなる可能性があるのと、こういう決意で当然臨んでいるんだろうと思うんです。

したがって、その節の確認をさせていただいたということではありますが、ご返事を残念ながらいただけなかったというようなことになろうかと思うわけであります。ぜひともそういう意味では、いろんなやっぱり合併についても見解があるわけですので、いろんな意味での会長としての目配りをぜひともしていただきたいと、このように思うわけであります。

そして、何よりも前回の経験で物を言って悪いですけれども、地方自治組織が前回河津町長が主張したようなものではないと、それぞれの周りでちょっと地域の課題が解決できるような予算措置が欲しいんだと、こういう要望のようですけれども、そのことはどういうことなのかと。合併のそれは法律で決まるわけですから、どういうことなのかということをお問うているわけです。やはりその根本のところを公的に説明を、こういう方向でないかと会長として理解していると、違うかもしれないけれども、こういうご答弁をぜひともいただきたい。

それから、もう1点、この共立湊病院の課題が合併の問題に大変深くかかわっていると、この地域の医療制度をどう改善していくのかということにかかわる重大な問題だと思うわけであります。したがって、この問題を合併とどのような関連にあるのかと、その理念といいですか、市長の所見を、そのところを伺いたいと、18年度と現時点では状況が違ったので違う発言になった、こういうご答弁をいただいたわけですけれども、具体的な本来の合併にお

きますこの地区の医療制度の改革、しかもその中心を担う共立湊病院の存続はどこにどういうぐあいにするのが今ベターと考えているのかと。発言できる範囲でぜひともご答弁をこの点は再度いただきたい、こう思うわけであります。

それから、医療の関係では白浜クリニックの第一次の提案は、大変私はいいい提案だと思いうわけです。ぜひとも早急に賀茂医師会とお話し合いを進めていただきたい、こういう思いからの質問であります、現実にはその事務局の部分で話し合いが進んでいるのかどうなのか、そして、目安としていつ頃にこれらのものを一定の方向づけをしようとしているのかという点をあわせてお聞きをしたいと思うわけです。

それから、第二次救急につきましては、下田以外の河津や東のことをなぜ言うのかというような質問も当然出てこようかと思いますが、第二次医療圏としてこの合併にあわせて、どういう計画をつくるかということに当然かかわる問題であると思えます。下田地域以外であっても今の体制が2病院で足りているのかと。足りないとしたらどうするんだと、こういうところの見解をぜひともいただきたいと思うわけであります。

それから、廃棄物処理の課題でありますけれども、この経過、一定の前進がありましたことは評価をさせていただきたいと、皆さんの努力の結果だと思いうわけでありますが、やはりこの一般質問のときが終われば、それで事は済んだというような答弁であっては私はいけないと思いうわけであります。

例えば、古紙類のストックについては屋根でこのストックヤードを設けなくては有料で売れないとか、業者の計量器によらなくては経費がかかり困難でできないとか、現実にはこれらはすべてこの4月に解決しているわけですね。この業者との関係がただされたことによって直ちに解決していると、こういうことになっているんだらうと思うんです。したがって、これはもう前回の議会で当局の皆さんは、極端な言い方をすると「うその答弁をしたじゃないか」と、このようにもとられてもいいような内容だと思いうわけです。この責任についてどうお考えなのか、やっぱり真剣で質問して、真剣にご答弁をいただいて、町をどうよくしていくかという議論をしているわけですので、ここのところが崩れてしまったら何のための一般質問かと、何のための議論かということになってしまいますので、ぜひともこの点についても見解をいただきたいと思いうわけであります。

それから、海水浴場の関連につきましては、この不法営業については今まで取り組んできましたけれども、それについて大変難しい問題だということは私も理解をいたします。それだけに大きな枠組みをつくって、法的にも体制的にも整備をしていくということが今求めら

れているんだろうと思うんです。今年の夏の海水浴場を運営できればいいということじゃなくて、今この審議会を開いてくれと言っている意味は、この審議会のような内容ではないんです、僕が言っている意味合いは。今の条例の7条2項の中止の勧告、あるいは取り締まり等が法的に問題点があると、当局はこう言っているわけですから、それができないと言っているわけですから。条例というのは市民がこの法律を適用してくださいと、実行してくださいと当局者に、市長初め皆さんに課している内容なんですから。それができないということとはとんでもないことだということになるわけですので、できなければできない理由をきっちりとした、できる方法を提示するということが求められているわけです。これが口先だけでできることではなくて、法的には弁護士さんの知恵をかりる、実際に県で取り締まっている担当者の知恵をかりる、暴力的な行為に及ぶとすれば警察の知恵や力をかりると、こういうことが必要なことはだれが見ても明らかだと思うわけです。何でそういう会議を開かないのかと。市長さんはたしか金曜会といってそういう人たちとの会議を月に一度か何回かおやりになっているんだろうと思うんです。ただ、単なる交流会ではなくて、具体的なそういう課題でこれをどう解決するのかという前進を図っていただきたいと考えるわけですが、いかがでしょうか。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） 再質問の中で後期高齢者の問題については議員のおっしゃるような幾つかの項目について、しっかりやっぱり下田市としても要望していけということにつきましては聞いておきたいと思っております。

あと合併関係で地域自治組織の問題であります、これは先ほど私のほうが答弁申し上げましたように、4人の首長の中ではこんなふうな感じだなというようなお話はさせていただいております。これはどういう形でどの時点でどのように提案されていくのかというのは今後の合併協議会の中で議論されていくということで、実際には県のほうで例の地域自治組織の研究会というのをつくっていますよね。そういう中で静岡県なりの研究報告書というのも出ておりますけれども、これに当てはまるのか、あるいはもっと地域自治組織という言葉を使っているけれども、そうではなくて合併協議の中でこの辺は合意をしようよというような話ぐらいでおさまってしまうような問題点かもしれない。まだ、この辺がちょっと、ですから、言葉は先行していますが、内容についてはまだ今後のこの10カ月間のどこでそういう話が出てきて、どういうふうになろうかという形になってくるのかなと考えています。

名称の問題であります、これも実際には先ほど申し上げましたように小委員会9人の委員の中でしっかり議論をして、やはり、今までの合併の中で自分たちの町の名前が消えてしまうという寂しさというのはどこでも当然経験をしているわけではありますが、なるべくそういうことも事例をしっかり見きわめながら、ある程度自分たちとすれば、なるべく自分のところの地名というのは残したいという思いがあるわけですから、この辺が議論をされていくという中で、我々、会長、副会長はこの小委員会の中には委員ではありませんから本来は出ていないんですが、ただ、それぞれの首長がどういう思いを持っているということを知りたいということであれば、呼ばれて、我々の意見を述べる機会というのがこの小委員会の中の規約の中にもありますので、そういう中では当然今、沢登議員の思っていること、あるいは下田市民がどういうふうに考えているかということは、当然、下田の市長としての意見は述べさせていただく必要があるのかなというふうに思います。

あと共立湊病院をこの合併の中でというのは、先ほど答弁したように、やはり正式には出てこない問題点であろうというふうに思います。南伊豆町から出ている委員さんのほうから何か協議会の中で何か発言があると、その辺がどういうふうに整理をしていこうかということになるかと思いますが、私自身は先ほど申し上げましたように、やっぱり一部事務組合で問題をやっているわけですから、4つの中でどうこうという問題はないよというような形の方向性になってくるんじゃないかなと思います。

一次救急の問題での白浜クリニックの問題、これは現実には東の町長さんとか、ああいう方にもこの問題点は話は出ています。同じ立場で話をさせてもらって、ただ、東のほうからすると、とてもこの白浜クリニックの病院を借りてやるにはとてもおれらは使えないよと、遠過ぎるというような問題点の話が出ていました。

現実には、やはり新設というのは難しいですから、既存の施設を使って先生の確保という問題点になるかと思いますが、先ほど答弁申し上げましたように、一応、担当課のほうとしては賀茂医師会のほうとの今後の折衝の中で、現実にはそれが先生の確保ができるかという問題と予算的にどのくらいかけたらその辺の問題点がクリアできるのかと、こういうような話し合いの進展が考えられますので、これも大事な問題点でありますから、共立湊病院のほうは今ちょっと先行しているんな問題点が出ているわけではありますが、こういうことも地域の医療確保という中では、二次救急に余り負担をかけないというようなことであれば、そういう問題点というのも少しずつ確保していかなければならないのかなという思いは持っております。

新病院の問題につきましては、先ほど申し上げましたように、これから大きなまたうねりが出てくるのではなかろうかという、何か感じは持っておるんですが、まずは先般出てきましたお話の中で1市5町の首長が早急にやはり会って、同じ考え方に統一しなければならない問題点でありますので、この辺の会を早急に催したいというか、管理者のほうにはお願いしてありますので、管理者が今、日程調整すると。なかなか時間調整がとれないものですから、もう夜でもいいよというところまで話はできていますので、近々行われるのではなかろうか、こんなふうに考えています。

議長（増田 清君） 番外。

観光交流課長（山田吉利君） 海水浴場についての再質問ということで、私たちも条例に沿った形であるべくできるように努力はしておるつもりです。職員のパトロールについても注意や、機動隊の方々に一緒についていただいて、悪質なものについては注意をしていくと、そういった形は努力しております。今後、大きな枠組みが必要ということは確かに私も同感です。いろんな枠組みをつくりまして、といいましてもなかなかこの条例の中にありますように、この審議会を中心にやはり動かしていくのが一番いいのかなというふうに考えております。

先ほども同じ形の答弁になりますけれども、いろんな方々の立場の方をお呼びして意見を聞きながら正しい方向性といえますか、これは正しいというのか悪いというのか、なかなか方向性というのはそれぞれの海水浴場によっても違いますけれども、やはり一番大きな問題は原田の白浜大浜海水浴場という伊豆でも最大の海水浴場の特殊性というんですか、そういったものがありますので、一括した一つの回答が出るかというのはなかなか難しいところですが、全体に合うような形の方向性を示していくような形で進めていきたいとは考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 私が答弁した以前の答弁について、現状が違うことについてどうなんだというご質問なわけでございますが、本来やはり屋根つきのストックヤードを用意して、そこで処理していくということが必要なことなわけでございます。現在、扱っている業者に確認してみるとおきまして、当然、屋根つきのストックヤードがあるのが一番いいですよというお話なわけでございますけれども、今いろんな状況で現実にはないところでございますので、苦肉の策というか、暫定的な方法ということで今しているところでござ

ざいます。

また、古紙のこの価格につきましても状況によつての変動があるわけございまして、今、高騰している中でああいう状態の中でも、濡れている状態の中でも売却というようなことでできていますが、今後の動向によつても不透明な部分がございまして、また、現実には水に濡れるということはその分重量が増えまして、受け取る業者によりましてはその分を引いて計量するとかいうような、そういう効率の悪さもあるとも聞いております。

いずれにしましても、各町村から出されたこの古紙につきましては、受けた業者は多種多様な対応をしております、以前の私の答弁はその当時の状況の中でお話しさせていただいたところございまして、状況が変わってきますと、よりよい方向へどうしたらいいかということ等を常に考えながら判断させていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 監査委員が一定の結論を出しているわけでありますので、監査事務局にお尋ねをしたいと思ひます。

ただいまの課長のお話ですと、見積もり合わせしかやっていると、入札しているところはないと、私の調べたところでは東河のクリーンセンターは入札をしていると。しかも、紙だけではなくて、当然、瓶、缶その他の有価物もあるわけですから、それらも含めてきちり自治法に定められている入札をするような指導が当然しなければならない立場にあると思ひうわけですが、この点をどう考えているのかと。監査委員の要望も余りにもこの法律の体系からいって緩やかな要望で、法律に照らして、自治法に照らしてまずいことはまずいと、現行を認めるのではなくて、ただすべきはただすという、こういう結論を出すべきだと思ひますが、いかがかと。

それから、この夏期の不法営業問題については12人の審議員の中で進めていくのがベターだと思ひ、こう言われていますが、課長の今の答弁ですと、審議会についての認識が全然、私と違ひうわけです。意見を聞くための会ではないんです、それは。市の解決しなければならない課題がある。それを諮問事項にして研究し、その方向を出してもらひうのが審議員なんです。夏期の海岸の対策の。今、困っているのはいろいろあるでしょうけれども、環境上の問題もあるでしょうけれども、ずっと続いている古くて新しい問題はこの不法営業の問題だと、問題提起しているわけですから。それを諮問事項に入れて、それが審査できるような人選をしなければ結論出ないでしょう。この点についてはぜひ、恐縮ですが市長及び副市長に

振りたいと思いますが、町を挙げてこの研究対策を法的にどうしたらいいのかと、条例のどこに不備があるのか、実効性をどうしたらそれができるのかというような研究を早急にしていただきたい、こう思うわけです。20人の委員で12人しか決めていないわけですから、小委員会をつくるという方法もあるでしょうし、副市長さんはそういう点、経験上得手のようですし、ぜひ町を挙げての不法営業対策をバックアップしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（増田 清君） これは監査委員に求めている質問ですか、事務局ですか。監査事務局ですか。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 再度、質問ちょっとお願いいたします。

1番（沢登英信君） 監査委員は、平成19年4月の古紙のこの買い入れについて市場の情勢等よく調べて、市民に疑義が起きないように対応しなさいと、こういう抽象的な表現ですけれども、この表現というのは具体的に自治法に基づいて市の職員は仕事をするわけですから、当然これは事務局とすればこの監査委員の言葉は入札にするとか見積もり合わせの、単純にその2社に絞っている見積もり合わせを賀茂郡の業者にまで広げるとか、そういうことになるわけですね。そういうことを監査事務局としてこの監査委員の趣旨を生かして具体的に担当者に指示をするといえますか、そういう指導をしてもらいたいという思いがあるけれどもどうかと、こう言っているわけです。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 例の海水浴場の対策というのは、これは本当に何年間苦慮してきた問題ですね。毎回毎回、議会、もうシーズンが近づけば大変悩み多き問題であります。その間にこの白浜大浜だけということで夏期対の中では全くその辺の議論というのがなかなか進めないわけで、今年海水浴場の対策審議会を開催して、でも、それでは本当に方向性が出ない。議員のほうからはその委員会、審議会のほうに諮問ぐらいまでしてやれよということであっても、果たしてその委員さんに諮問して的確な答申というのが、我々でも今難しいという中で、大変難しい諮問をしてしまうというようなことになる可能性もありますね。ちょっと考えさせてください。ここで今、審議会に諮問するとかというようなことはちょっとお約束できませんが、当然、大事な問題点でありますから、ちょっと担当部局で検討させていただくということで答弁させていただきたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

副市長（渡辺 優君） 監査の関係でございますが、私どもが調査委員会で得ている資料の中では、近隣の自治体においては古紙等々有価物の処理については、どこも見積もり合わせというような形でやっているという資料が提出をされております。そういうことで先ほど課長のほうからそういう答弁があったかと思えます。

昔からこれらについては、私ももう記憶しておりますけれども、できるだけ地元の業者を育ててくれよというときがあったり、競争原理の中でできるだけ広い範囲の指名の枠の中で競争入札をしたほうがいいよという意見があったりしまして、その時々その状況の中で一番いい方法でやっております。

そういう中で、前々から範囲を広げて競争入札というようなことの見解も十分聞かれていますので、調査委員会としてもその議論はしておりますが、なかなか今の収集処分の実態からして、例えば、東海道筋の業者をこちらへ持ってくるというようなことも非常に難しいなという結論が出ておりまして、引き続きこのような形でやっておりますが、引き続きどういう方法が本当にいいのかということ調査委員会としても議論をしていきたいというふうに思っております。

議長（増田 清君） これをもって1番 沢登英信君の一般質問を終わります。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午後12時 1分休憩

午後 1時 0分再開

副議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

午後から、議長は欠席でございます。地方自治法第106条の規定により私が議長の職を務めさせていただきます。何分にもふなれでございますので、議事運営につきましてはよろしくご協力のほどお願いをいたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次は、質問順位2番。1、稲梓中学校と稲生沢中学校の統合について。2、教育施設の耐震化促進について。3、まちづくり寄附条例の制定について。

以上3件について、8番 土屋 忍君。

〔8番 土屋 忍君登壇〕

8番（土屋 忍君） それでは、以上の通告に沿って3点ほど質問をさせていただきます。まず第1点目ですけれども、稲梓中学校と稲生沢中学校の統合についてでございます。

少子化の進む中、浜崎幼稚園、稲生沢幼稚園の統廃合に続き、ここにきていよいよ稲梓中学校と稲生沢中学校との統合問題が話として上がってきております。聞くところによりますと、稲梓中学校と稲生沢中学校を廃校にし、新しい中学校を設立する。新中学校の場所は現在の稲生沢中学校をそのまま活用するようではありますが、結果的には稲梓中学校を廃校し、稲生沢中学校と統合する。稲梓の子供たちが稲生沢に通うようになるのは変わりがないわけではありますが、なぜ両校を廃校にし、新中学校を設立するようになったのか、まずその理由を聞かせていただきたいと思います。

次に、私はこのような理由で統合を考えているとは思ってもおりませんが、稲梓地域でもっぱらうわさになっている統合の理由は「下田市は財政が厳しいので1校減らせば財政的に少しは楽になるから、稲梓中学校をなくす」といううわさが立っております。統合する真の理由を聞かせていただきたいと思います。

統合問題について地元の人たちの意見を聞く機会がありまして、そのとき出たいろいろな問題点や不安に思っている内容を申し上げますけれども、まず、第1点がこの先、稲梓中学校に続いて稲梓小学校も統合などとなると、稲梓に子供の声が聞こえなくなる。そのような考えはあるのかということでございます。

次に、2点目としましては、小規模校には小規模校のよさがある。みんなで協力し合ったり、農業体験など地域とのコミュニケーションも重要な教育の一環であるというふうに考えているという意見でございます。

3点目には、通学が今でも遠距離の人はさらに遠くなる。通学に対する補助はどのように考えているのか。また、部活などで下校時間がばらばらになると思うけれども、バスをふやす考えはあるのか。通学に補助ができないのなら、通学路の整備やスクールバス導入などを検討してもらいたいというような意見もございました。

4点目には、最初に子供ありきというふうに考える。主役は子供。子供に意見を聞く場所を持ってもらいたいというお母さん方の意見もございました。

5点目には、教育委員会の説明では、これは地元の方との役員と教育委員会との話し合いのときでございますけれども、平成22年には統合が決まっているような説明だったが、もう決定事項なのですかというような心配する意見もございました。

6点目には、給食費の問題。稲梓は給食費は農協への振り込みになっているが、稲生沢は集金しているというふうに聞いている。働いている人が稲梓の山の中を夜歩くのは大変であると。どのようにこのことを考えているかという質問でございます。

7点目には、おとなしい子供はいじめが心配。いじめ問題はどうかという、これは稲梓の子供たちが稲生沢に行った場合というような、そのようなお母さん方の不安という心配ということであろうと思います。

8点目には、災害時の連携について。災害時に子供が稲梓と稲生沢に分かれてしまうのに大変不安があるという意見でございます。

9点目でございます。稲梓中学校の子供が稲生沢に来ることについて稲生沢地区の父兄はどう考えているのかという。これについては、やはりこの交流というものが今のところ全くないわけございまして、父兄同士の。それについて大変不安に思っているという率直な意見でございます。

10点目でございますけれども、直接関係する小学校5、6年生の父兄と中学校1年生の父兄というのが直接この平成22年には関係をしてくるわけですけれども、その父兄との話し合い、役員の会合というものは何回も実際に行われているわけですけれども、この直接関係する父兄の方との話し合いというものが今まで持っていないということです。そういう場をぜひ持ってもらいたいと、そういうところで意見を言わせてもらいたいという、そういうお母様方の話がございました。

こういう意見につきまして、大まかに今10項目で挙げさせていただきましたけれども、そのことについての答弁をいただきたいというふうに思います。

次に、合併については今の意見がどのように考えているかということでございますけれども、次に2点目になります。教育施設の耐震化促進についてでございます。

公立小・中学校施設は、地震等の非常災害時に児童・生徒の生命を守るとともに地域住民の緊急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保が不可欠です。さきの中国四川大地震では学校倒壊で多くの児童・生徒が生き埋めになり、死亡した教員・生徒が全犠牲者の1割を超える被害を出しました。

こうしたことを教訓に今国会で与野党合意で地震防災対策特別措置法の改正が可決し、小・中学校施設の耐震化の国庫補助率の引き上げ、地方交付税措置の拡充などが決まりました。現行法での耐震補強工事は地方自治体の負担は事業費の31.2%ですが、改正法によりますと補助率が3分の2に引き上げられ、さらに元利償還金に対する交付税措置も拡充されるため国が86.7%を負担することになり、実質的な地方負担は13.3%となるようになります。また、13.3%のうちの10%は起債ができることから、とりあえず用意するお金は3.3%となるわけであり。この期間は限定でございまして、平成20年から22年の3カ年とのことで

あります。

また、改正法の中に公立小・中学校の建物については市町村に対し、耐震診断の実施と耐震診断の結果 これはIs値等の耐震性能の公表を義務づけるとなっております。改正法では対象は小・中学校となっておりますが、幼稚園も含まれているようであります。

下田市における幼稚園を含む小学校、中学校の耐震の状況、耐震診断の結果と耐震に問題のある建物があれば、その施設の今後の対策についてお伺いをしたいと思います。

次に、3点目でございます。まちづくり寄附条例の制定についてでございます。

厳しい財政難に苦しむ全国の地方自治体、そうした中小の自治体で全国から寄附を募り、それを財源にして施策を実現するという寄附条例を導入する自治体が拡大をしております。寄附条例とは、自治体があらかじめ自然保護や福祉充実など複数の政策メニューを示し、全国の個人や団体に政策を選んで寄附をしてもらい、それを基金として積み立て、目標額に達したら事業化して政策を実行するという取り組みでございます。

長野県泰阜村が2004年6月に全国に先駆けて導入し、その後、各地に広がってもので、昨年10月の時点で北は北海道羅臼町から南は鹿児島県与論町まで全国27市町村で寄附条例を導入し、寄附総額は1億9,500万円を超えるとのことあります。羅臼町では2005年6月に知床羅臼まちづくり寄附条例を施行し、これには3つのメニューをつくったということで、1点目には知床の自然保護と保全、2点目に病院の改修、3点目に北方領土返還運動、この3事業を示し、計4,400万円を集め、最近では益子焼で有名な栃木県益子町がふるさとづくり寄附条例を制定し、環境保全と景観の維持・再生、子供たちの健全育成と健康増進、陶芸の町にふさわしい文化振興の3政策を示し、寄附を募っております。

全国的にみると、寄附条例を導入した自治体は財政が厳しい小規模の町村や名の知られた観光資源を持つ自治体が目立っております。しかし、現在、導入計画中の自治体の中には埼玉県鶴ヶ島市の名も挙がっており、ここは都市のベッドタウンでもあることから、今後、大いに注目をされているということでございます。

寄附条例は、複数の政策を示して寄附先を選択してもらうもので、住民を含む寄附者の政策ニーズが直接反映される効果もある。いわば、政策の人気投票的な機能を持っており、要望のない政策には寄附が集まらず、無駄な公共事業は排除されるというようなことにならないでしょうか。

また、寄附者には一定額が控除される優遇税制が適用されるとのことあります。例えば、ふるさとの自治体に寄附をした場合、その年の申告書に自治体から出された振込用紙の控え

や寄附採納証明書を添付して税務署から所得税の還付を受け、さらに税務署から連絡のいった住所地の市町村から住民税の税額控除を受けるシステムで、確定申告が不要なサラリーマンなどは住所地の市町村に簡易な申告書を提出することで住民税の税額控除を受けられるようなことになっているということでございます。

以上、種々、まちづくり寄附条例について話をさせていただきましたが、この4月から始まりましたふるさと納税の制度と当然ダブっているわけでございますけれども、全国の自治体では寄附の用途を明確にさせるためにこの6月議会にわざわざ寄附条例の制定を議案提出しているところも数多く見られるようでございます。市長は下田市にぴったりのこの条例の制定について、どのように考えているか答弁をお願いいたします。

以上、3項目について明確な答弁をよろしくをお願いいたします。

以上で、私の主旨質問を終わります。

副議長（大黒孝行君） 当局の答弁を求めます。

番外。

市長（石井直樹君） それでは、土屋 忍君のほうから3点ほどご質問が出されました。各質問内容につきましては、また細部にわたって答弁をさせていただきますが、まず、中学校の統合問題という、また地域からいろいろなご意見が上がっているというようなお話が出てまいりました。ちょうど私も中学時代に学校統合という、逆に生徒という立場で経験をした経験者であります。当時と大分、様相が違っておるのかなというふうに感じます。たしか昭和33年ぐらいだったと思います。私らは下田中学校の生徒、そこに朝日中学校の合併ということで、朝日中学のほうから生徒が入ってまいりました。これは下田中学のほうに朝日中学の生徒が入ってくるということで、でも、当時はまだ生徒が多い時代でありまして、僕が2年のときに朝日中学と一緒になったんですが、ですから1学年270名ぐらい、多分いたと思います。ですから、学級数も6学級という大変大きな学校の中での統合ということございました。

当時、自分が学生だったころ、どういう思いだったのかなと思うと、やはり、違う学校からまた友だちが増えるということで大変期待を持って迎えて、早く仲良くなろうということで、子供ながらいろんな仕組みを、何か仕掛けみたいなものをしたような記憶があります。そのまま僕は高校からよそへ行ってしまいましたから、そういう経験がなければその人たちとは同じ学校を卒業できるという経験がなくて、友達にならなかったかもしれないが、今現在考えると、田牛とか大賀茂とか吉佐美、この辺から来られた方々と大変仲良く一緒にや

っているということを考えると、大変よかった経験を持っています。

こんなことを踏まえて、時代は違うわけでありませけれども、今度は大変子供たちが少ないという中での合併ということでございますので、また、教育委員会のほうから議員がご質問されたいろいろな問題につきましてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

同じく教育施設の耐震化問題であります、国の補助率が改正になったということで、当然取り組まなければならない問題ということで、これも同じく教育委員会のほうからの答弁をさせていただきたいと思います。

3つ目のまちづくりの寄附条例の制定ということで、今回の6月議会には特に挙げられませんでした、このふるさと納税のことも踏まえまして、当然、市のほうでは政策会議、あるいは担当課と話をしながら、ただ、全国このふるさと納税につきましては大変競争というか、景品つきの問題が出ていまして、先般の講演会の中でも総務省のほうでは「これは遺憾である」というような見解が出ているというようなことがありまして、どのような対応をして、このふるさと納税をしっかりとやっていこうか。ただ、いろいろ政策会議の中で勉強しているんですが、大変このふるさと納税自身も結構難しい仕組みでありまして、どういうふうにPRしていったらいいのか。

例えば、先般ではもう下田市民が逆にこの制度を使ってやるというようなお話が出てきたりとか、いろんな問題点が出ています。議員のご質問の中にはもう数年前から取り組んでおるこの寄附条例、目的をつくってここに寄附をしていただく。まさに下田市にとっては大変ぴったりの条例制定になるのではないかと、ということをまさに先ほどの中では財政的に厳しい行政体、それから、観光資源を持っているというものに当てはめれば、確かにぴったりということになるかと思えます。特に、南豆製氷みたいな、ああいう景観的なものが財源がないために壊されようとしている、大変危機的な今状況の中で、やっぱりこういう全国から思いを持っている方々に協力依頼をするにはまさにぴったりのこの寄附条例ということになるかと思えます。これは政策会議の中でもいろいろ検討したんですが、担当としまして企画財政課が取り組むというような形でつくってあります。ですから、後ほど企画財政のほうで考えていることを答弁とさせていただきたい、こんなふうに思います。

副議長（大黒孝行君） 教育長。

教育長（高橋正史君） 稲梓中学校と稲生沢中学校の統合についてお答えします。

まず最初に、なぜ統合なのか、統合の理由はということですが、統合の理由は財政問題ではなく、中学生の教育環境、学習環境の適正規模の改善だということ。単学級、

いわゆる学年1学級の編制の学校ではきめ細かな指導で、子供たちも落ち着いて教育活動に取り組み、気心の知れた仲間と温かく生活できると。地域とも密着でき、さまざまな地域交流活動が可能であると。

しかし、中学校は心身ともに飛躍的に成長を遂げる時期であり、多様な個性を持つ生徒がかかわり合い、さまざまな考え方や生き方に触れることの機会が乏しいことは子供の成長に大きな支障になるのではないかと。さらに、少人数化が進むことについて、学習指導要領の内容とか教員配置の問題、それから、部活動についてその内容に限られるなど学校運用に工夫を凝らしても改善が大変難しいということは、やはり統合という問題が当然出てくるんだろうというふうに思います。

稲梓中学校は、皆さんご存じのようにきめ細かな指導と伝統的な勤労生産学習を柱に地域と一体化した学校運営が営まれています。しかし、近年の生徒数の減少により学習指導要領の運動領域の実施や団体種目の部活動の設置などに若干支障が出ています。また、小学校から変わらぬ人間関係により切磋琢磨しながらお互いに高め合う姿勢の乏しさとか視野の狭さなどが課題として挙げられています。

隣接の稲生沢中学校は、今後単学級の学年が生じ、当該学級が35人以上という教科指導や生徒指導等へのきめ細やかな指導が課題となっている。両校が統合することにより、お互いのデメリットが解消され、子供にとって有意義な学校が創造されるんだろうなあ。共通の教育課程づくりのために2年間の準備期間はどうしても必要だと。平成22年4月1日に稲梓中学校と稲生沢中学校の統合を実施して、新しい中学校を創設したい。こういう方針の中身で教育委員会もそれを承認しまして、そういう道で今進んでいるということです。

それから、細かい質問の父兄の皆さんの本当に心配している、小学校はどうなんだろうということについては、再編審議会の答申または教育委員会としては、小学校の統合については複式学級とってご存じで、2年と3年とか、3年、4年とか学年がくっついて、同じ教室で異学年が同じ学習をするということですがけれども、複式学級が生じた場合に現在の7校体制を検討し、新たな小学校体制を構築するという考えで、現在の児童数の将来展望を見ますと、今後10年、いわゆる子供を見ますと、複式学級を生ずる学校は一つもありませんので、特に、稲梓小学校が統合するということは考えておりません。

それから、2番目の小規模校には小規模校のよさがあるんじゃないか。みんなが協力し合って農業体験など地域とのコミュニケーションも重要な教育の一環なのに、それがなくなるのではないかとということですがけれども、稲梓中学校は小規模であるために一人一人に目が届

き、学年を超えた交流が可能になるというよさがあり、また、勤労学習に代表されるように地域との深い連携を持って教育が行われており、稲梓中学校のよさは十分認識しているつもりです。

しかし、一方で生徒数が極端に減少してしまったことや1学年1学級であることによってよい意味での競争心が育たない、9年間同じ人間関係であるために問題が生じたときに逃げ場がない、子供のやりたい部活がないなど必然的な課題が生じてきているのも事実です。

稲梓中学校の小規模のよさと小規模校であるがゆえの課題を考えたとき、小学校であるがゆえの問題を解消することを考えざるを得ないのではないかというふうに思います。ただ、地域との連携がなければ実現しない勤労生産学習などについては、新しい学校となっても継続していくということがやはり少しでも多くの下田市の子供たち、そのよさを還元していただけるのではないかと確信しています。

通学の問題で大変遠くなるから負担になるのではないかということで、私たちも、またご父兄の話の中でも大変この話題がいつも大きな位置を占めるわけですが、稲梓地区は校区が広く負担が大きくなることから、現在の遠距離通学費補助要綱を改正して、現在の負担額が極端に大きくなるというような過重負担はできるだけ再検討していきたい。また、バスの増便については、松崎線はある程度本数がありますが、運行自主路線である逆川は登校、下校時刻の便は下箕作での折り返しであることから、稲生沢中学校まで、あるいは伊豆急下田駅までの延長を担当課、南伊豆東海バスと協議しているところです。今後、通学補助、バス運行などさらに検討を重ねていきたいというふうに思います。

それから、子供が主役なので子供の意見をということですが、子供が主役であるということは、もうこれは教育の本質ですし、教育委員会としてもそのように考えています。しかし、統合の是非を子供たちに問うということも大切だと思いますけれども、私たち大人が子供たちにとってよいと思われる学習環境を真摯に考えるべき問題だなというふうに思います。

ただし、統合を検討し、また進めている過程で新しい学校創設に向けて子供たちの意見を聞く場は可能な限り設けていきたいなあというふうに思います。自分たちの学校や自分たちがつくった学校という意識をどれだけ子供たちが持つことができるかが本当の重要な視点ではないかと思えます。

5番目の決定事項かということですが、平成19年12月に審議会の答申を受けまして、20年3月に教育委員会で議決しました。20年5月には市の政策会議で市当局として平成22年

度統合の基本方針が確認されました。ただし、正式決定は新校名が決定されるであろう、多分、21年6月頃の上程承認だろうなというふうに思います。

ただし、市は、この統合に向けて全力で取り組むことを教育委員会、市として確認しているわけです。今後とも保護者や地域の人々への説明をあらゆる機会をもってご理解をいただくように努めたいというふうに思います。

給食費の問題ですけれども、これもご父兄の方とのお話の中に制服の問題とか、私たちは思いつかなかったというか、いろいろ考えれば当たり前のことなんですけれども、稲生沢と稲梓は集金方法が違くと。稲生沢は役員が集めます。稲梓は振り込みということで、それがどういうふうにしたかというのはそれぞれの学校のあれがあると思いますけれども、これも私たちとお互いの学校の父兄がどういうふうにしたらいいのかということ、制服とともに考えていかなければならないし、また、そういうふうに続けていきたい。強引にこうするとか、ああするとかということではなくて、両方のよさといいますか、お互いの意見を交換していきたいと思います。

それから、いじめが心配だというふうなことで、どうしてもこれは、小さい学校が、名前としては統合の学校になるにしろ、やっぱり結果としては先ほどの議員からの点、現実には稲生沢へ通うようになるので、数からいくと2分の1、3分の1、少ないということで、むしろ稲梓側のご父兄、やっぱりこれも非常に心配しまして、特にご父兄の方で2人とか3人持っていて、いずれも積極的ではなくて消極的な子で、うちは非常におとなしいと、それで非常に心配だということで、全くそのことはわかりますけれども、やっぱり意外に子供たちというのはそういう面で、先ほども市長のお話にありましたけれども、いろいろタイプはあるにしろ意外にたくましくやっていくという、むしろ100%どうだということではありませんけれども、いじめについては、これはどこでも起こり得ることで、どこの学校がどうだということではありません。学校では早期発見に努めていて、特に、中学校においては受け持ちが全科目を持つということではなくて、教科担任制または生徒指導主任というものがしっかりして、一人の子供に多くの教師がかかわることができる。

それから、いじめについては教職員の発見とともに、やっぱり保護者や子供の訴えによるものが大変多いもので、その意味では保護者と連携しながらいじめの問題に当たっていかねばならない。現在、稲梓中学校のスクールカウンセラーの配置時間は5年間70時間でありますが、新しい中学校ができた場合には220時間以上確保できる、相談体制はむしろ、より充実されるのだろうと思います。不幸にいじめが起こってしまった場合でも、中学校は学

校体制での対応が確立していきまして、毅然とした態度でその解決に全力で取り組んでくれることと聞いています。

8番目の災害時の連携について、分かれてしまうと、小学校と中学校とが、向こうにも行ったら。いわゆる遠くの中学校に行くということですが、確かに距離的に遠く保護者の心配は察します。下田中学や下田東中でも同様の問題を抱えて対策を講じております。基本的には、各学校の地震防災応急対策計画書に基づき対応するということになっています。原則的に警戒宣言発令時に生徒の引き渡し態勢をとり、危険が予想される場合は防災拠点である学校にとどめることとなります。地震発生時は地震がおさまるか警報が解除されるまで原則として学校にとどめ、保護者からの引き取りに来た場合のみ引き渡すようになっています。

防災計画はあらゆる場合を想定して、詳細な具体的対策を立てることになりますので、子供の安全はある程度確保できるんだらうと思います。ただし、稲梓地区の子供たちは新しい地震防災応急対策計画の対応となりますので、訓練と地域保護者の協力を得ながら対応していく必要があるというふうに思います。

それから、9番目に稲梓中学校の子供が稲生沢に来ることについて、稲生沢地区の父兄はどうなのかという質問。これは、実はやっぱり父兄会の中で必ず出る問題で、別に稲生沢が悪いとか何とかという、稲生沢はもし統合した場合に稲梓が来ることにどういう気持ちを持っているのであるか、これは当然心配することだというふうに思いますけれども、稲生沢地区への説明会を実施した限りでは、稲梓の生徒が稲生沢に来るという感覚である、自分たちは動かないということです。学校名や通学面、制服などいろいろな面で保護者はやはり心配している。稲生沢は制服あれであるということ、こちらは普通にセーラーというときに、ではどうなんだろうと。下田高校なんか大分心配したようですけれども、一方的にどちらか画一するということは絶対ないわけですが、こういう、むしろ稲生沢中学校は心配だなあというような気持ちが非常に強いというふうに思います。

最後に、直接22年度に1、2、3年生、中学校に来る現在の小学校5、6、中学校1年生の父兄との話し合いですけれども、持ってもらいたいということで、6月17日に早速開きました。やはり、私たちも反省しなければならないけれども、私たちもそれなりに説明会をやって役員の方、全部の方、区長さんたちにしたわけですが、なかなか不十分だったなあということを痛感しまして、ただ、大変反対というか理解できない方のあれが、やっぱり情報不足なり私たちが努力しなかったということもありますけれども、誤解とかそういうことが多いので、これからも十分何回も説明会を持ちまして6月22日の夜、大雨だったんです

けれども、この対象について説明会を開かせてもらいまして、私たちの真意も少しずつわかってもらった。でも、まだまだ課題も多い、これから十分、今後さらに何回も協議を重ねていきたいというふうに思います。

以上です。

副議長（大黒孝行君） 番外。

学校教育課長（名高義彦君） それでは続きまして、下田市の教育施設の耐震に対する現状と今後の対応についてご説明をさせていただきます。

中国の四川省の大地震で学校が倒壊したという悲惨な地震がございました。本当に哀悼の念を捧げたいというふうに思っております。この地震につきまして、教訓といたしまして、こういう学校教育施設のみならず公共施設を持つ私どもとすれば本当に地震対応をしっかりしていかなければならないなあという思いを強くしているところでございます。

議員ご指摘のとおり、国では、この四川大地震を受けまして、改正地震防災対策特別措置法が今国会で成立いたしましたして、6月18日から施行されております。内容につきましても、倒壊する危険が高い公立小・中学校を対象に市町村が実施する耐震補強事業への補助率を3分の2に引き上げる、また、改築事業への補助率も2分の1に引き上げるというようなもので、市町村の財政負担の軽減に努めるというようなものとなっております。

ご指摘のように、今回の改正から幼稚園が対象となったということにつきましては、下田市にとって朗報だというふうに感じております。そして、その補助の対象となりますものは補強事業におきましてはIs値0.3未満の校舎、体育館ということになっております。当市の小・中学校にあってはIs値が0点以下の建物というのは今ございません。ということで、今回の特別措置法が該当にはならないわけなんですけど、ただ、静岡県独自の耐震基準もございますもので、そういう面では十分気をつけていきたい、そういうふうに思っております。

あと幼稚園に関しましてなんですが、4施設あるうち下田幼稚園のみが耐震施設ということで、ほかの吉佐美、稲梓、白浜につきましては早急な対応が必要というふうに考えております。

学校教育課といたしましては、19年度から保育所も担当しているというようなことで、幼・保、就学前の子供を抱えているということで幼保一元化も含めまして民間保育所と協議いたしながら、公立、民間との役割を果たせるような再編計画をこれから早急に立てて、施設の耐震、あるいは新設等を検討していきたいというふうに思っております。

また、平成27年度までに耐震化計画を立てなければならない下田市耐震改修促進計画とい

うことも関連してきますので、関係各課と一層の連携を図って計画をつくっていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

副議長（大黒孝行君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） それでは、続きまして3点目のまちづくり寄附条例の制定についてのご質問についてお答えしたいと思います。

議員ご案内のとおり、既に三、四年前から北海道を中心としまして全国的に各市町村でいわゆるまちづくりを中心とした寄附条例の制定によつての寄附を募っているということは実態としてあったわけでございます。

既に、税法上においては過去から本市においては、北海道の野口さんのいわゆる浄財によつて教育振興基金等をつくらせていただきまして、そういった形での当然、野口さんのほうは寄附控除というものを、これはあくまでも所得控除でございますが、現行法上では所得控除ということでの対応をしてきたわけでございます。

今回、前回の6月臨時会でご審議いただきました、いわゆる地方税法の一部改正に伴います、ご審議をいただいた一般的に言われているふるさと納税の制度が導入されたわけでございます。これはご案内のとおり税額控除ということで今までの従来の所得控除とはまた異なる寄附の税法上の対応ということになるわけでございます。これは、国がこの制度を取り入れたということは国民が自分のふるさとと思われる地域に対してできるだけ寄附しやすい環境を整えるということでの一定の配慮のもとに制定されたものと理解しております。

そういった意味では、従来のいわゆる寄附とまた違った制度ということでの取り扱いになると。そういった意味では、今後のふるさと納税をまず重点的に対応すべきではないかということ、全国的な動きとして生じているところでございます。

本市においてもそういう形の中で、今後このふるさと納税に対してどのように対応するか、また、どのように受け皿をつくるかということの検討を既に始めているところでございます。ただ、議員のほうからも一部提案がございましたとおり、このやり方がやはり住民が選ぶメニューでやるのか、それとも、自治体が主体としたメニューでお願いするのか、その辺の手法もいろいろあるかと思ひます。ただ、寄附の実質的な管理、また執行上の問題からすれば、やはり我々としては自治体が主体的にそのメニューを示して、そのメニューの中で寄附の目的を探していただくという方法がよろしかろうというふうに今現在考えているところであります。

また、一方、ご寄附をいただいた原資をどのように管理するかということになれば、やはりそれは基金管理が適正だろうということになりますと、それは当然条例の制定が必要になるわけでございます。

そういった意味で、今後、条例制定に向けて具体的な執行方法も検討しながら庁内で検討をしていきたいと、そのように考えているところでございます。

いずれにしましても、せっかくここでふるさと納税という制度ができたわけでございますので、寄附者のご寄附いただくような、しやすい環境づくりと、なおかつまた対外的にPRをする、そういったことも当然考えながら対応を検討していきたい、そのように考えています。

以上です。

副議長（大黒孝行君） 8番。

8番（土屋 忍君） 教育長にも、また先ほどの寄附条例につきましてもかなり細かく説明をいただきました。

それで、学校の統合につきまして、1点お答えがなかったというんですが、稲生沢に統合ではなくて、新しい学校をつくるんだということですけども、これについてはちょっとお答えがなかったというんですが、新しい学校をつくるということになりますと、今この1市3町の合併と一緒に、新しい学校名をつくるということは、稲梓は半分あきらめているといったらあれやけれども、稲梓が消えるという、合併になりますと。ということはわかるんですけども、今度は逆に稲生沢の方が稲生沢中学校という名前が当然消えると思うんですよ。そういうときに、反対意見というんですか、反対の考えというのは「冗談じゃないよ。稲生沢が消えるなんてとんでもないよ」という意見だって当然出てくると思うんですよ。そういうことについて地元の人たちは考えているのかということで、私が5月にそういう会合に出席して、皆さんの意見をぜひ聞きたいということで、会合の中で話したときに、後で聞いてみますと、みんなの言っていること初めて聞いたというふうな、合併さえも、いろんな細かい内容を私も話させてもらったんですけども、本当に初めて聞いたという方が結構いらっしゃいましたもので、稲生沢の地域の方がそういうことを知っているのかどうなのかという、地域の人たちの話し合いの中で全然問題がないのかというような考えについて、1点お伺いをしたいなど。

そのほかのことについて、私、10項目挙げさせていただいたんですけども、もっといろんな面でざっぱな内容ですからあると思うんですけども、それについてもやはり

地域の人たちの方と十分理解が得られるような方向にぜひこれからも細かく説明会などを持っていただきたいなというふうには思います。

それから、耐震のことについては、現状は話していただいたんですけども、実際ではやるのかどうなのかという話なんですけれども、課長だと、やりますとは言えないんでしょうけれども、先ほど聞きましたらIs値0.3未満が耐震の補助のあるラインであるというようなことを、今ちょっと言われたと思うんですけども、それは下田市にはないというふうに言っていたと思うんですけども、この資料を見ますと稲梓幼稚園0.23となっているんですけども、この0.23は0.3より下みたいな気がするんですけども、幼稚園はもっと基準が低いのか、平家建てはそんな基準はないのかという、その辺ちょっと。稲梓だから言うわけではないんですけども、統合はしますわ、幼稚園の基準は低いのに、そんなの直す気はないなんていうと、稲梓の人が大変怒ります。その辺をこのIs値に沿って、この稲梓幼稚園0.23、これは下田市で群を抜いて低い基準だと思うんですよ。その辺ちょっともう一回このIs値について説明をいただきたいなと。

これをずっと見てみますと、下田市でたった1カ所、公共施設、幼・小・中、たった1カ所この0.3未満というのは稲梓幼稚園だけです。そのほかは何とかクリアしていますし、白浜幼稚園0.41、吉佐美幼稚園0.51と、低いといえば低いわけで、普通1が基本でしょうから、低いのは間違いないわけですけども、群を抜いて低いのが0.23、稲梓幼稚園というふうになっていますもので、これは見捨てられているのか、それとも何か考えているのかということについて、この2点、質問をお願いします。

副議長（大黒孝行君） 教育長。

教育長（高橋正史君） 稲梓地区も稲生沢も地区もちょうど4回ずつ説明会をしまして、ただやっぱり小学校のPTAの役員会、中学校のPTAの役員会、小・中の一応全員を対象にした会、それから区長会と、それぞれの地区で4回ずつやったわけですけども、やっぱり稲梓と稲生沢と比べると、そういう雰囲気、稲生沢は来てもらうというかそういうことで通学とかそういうことは何も関係ないということで、雰囲気もちょっと違うわけですけども、ただ、そのときに名前のことまで、いろんな話題とはなりませんでしたが、当然私たちは「吸収合併ではない」と。新しい中学校をつくるんだと言うと、稲梓のご父兄の方、「では、落合にでもつくりなさいよ」と、ちょっと言われて恐縮ですけども、ただ、校舎としては稲生沢地区が規模としての許容量がありますので、そういう校舎は稲生沢中学ということですけども、ただ「吸収合併ではありません」という形は稲生沢地区の4回のあれ

でこちらから言いました。だから、当然、名前も稲生沢中というのは残らないだろうなあという予想は、私はしているんだろうなあというふうに思いますけれども、まだどういうふうに思いますか。南伊豆東中とか南伊豆中とか、今度は余計なことですけれども、竹麻小と南崎小が一緒になりましたけれども、あのときも南崎小が非常に規模は竹麻よりは物すごく小さいんですけれども、校名は南伊豆東小になったそうです。竹麻は大分こだわったようなんですけれども、そういう面でやはり吸収合併でない普通の、いわゆる対等合併というのであれば、いわゆる吸収合併ではありませんと、新しい中学校をつくるという形については十分説明したと思います。

それから、もう一つ、今後、説明というものについては、本当に私たちも十分だとは思っていませんでしたけれども、やっぱり説明の中でいろいろ出てくるのはむしろ心配だよ、具体的なことを示してほしいよというふうな意見が多かったものですから、それがどうも絶対賛成ということではないとは思いましたけれども、通学費のこと、制服のこと、校歌のこととか、校名のこととか、いろいろなことについて具体的に考えていこうという形でちょっと説明がくれたなということを反省しています。ただ、実際に2回か3回説明していく中で、やっぱり同じ土俵の中でお互いに意見のキャッチボールができるという段階には来ているんだろう。今後も十分にあらゆる機会をもって、教育委員会が出向いて説明していきたいというふうに思います。

市長（石井直樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） ご説明がちょっと不行き届きだったようで大変申しわけありません。前半で申しました0.3以下はございませんと申しあげましたのは、小・中学校の校舎・体育館に限って言わせていただきまして、後段で幼稚園に関しましてはというようなことで下田幼稚園のみが耐震施設であって、ほかの3幼稚園については耐震性はないということでご説明させていただいております。

副議長（大黒孝行君） 8番。

8番（土屋 忍君） では、どういうふうに進めていくという具体的な話は、先ほどの耐震化です。ないわけですが、見ているとやっぱり0.23という、特に稲梓幼稚園の場合は極端に低いし、基準以下のわけです。先ほども私も話させてもらいましたけれども、特に今回大幅に、厳しい自治体では耐震化はもうなかなか進まない。しかし、今回、国会のほうで大幅に地元の負担、自治体の負担が削減されたわけなんです。それも期間限定で3カ年ということだものですから、これを逃したらまず下田市の財力だともうないよと。ただ、子供を

見放すわけには僕は行かないと思うんですよ。あのときやっておけばなんていうことが絶対ないとは限らないわけでございまして、やはりこのときをとらえて、本当にこの厳しいところはやっぱりここでしっかり考えていくべきではないかなというふうに思いますもので、この時をとらえて、この耐震の補強工事、もう別に建て直せとかそういうことではなくて、やっぱり補強工事だって大事だと思うんですよ。幾らかかるのか、私わかりませんがけれども、後ろに鉄骨で柱を補強するのか、突っかい棒をするのかよくわかりませんがけれども、やはり大きなお金ではなくてできる範囲でもあると思いますし、そういう意味で実施に向けて真剣に考えていく、今その時期ではないかなというふうに思いますもので、ぜひお願いしたいなというふうに思います。

それから、先ほどの、聞き忘れましたがけれども、寄附条例の企画財政課長も言われておりましたけれども、私もインターネットでいろいろ全国あちこちのことを調べてみたんですけども、どういう対応について、このふるさと納税に絡めて条例制定というのをやっているところがあるのかということについていろいろ調べてみました。

有名な大阪の岸和田市というところは、先ほどもちょっと言わせてもらいましたけれども、この6月議会でもう条例制定をやっていくんだと。それで、どんなメニューをやって、この岸和田という例ですけれども、やっているのかと聞いたら、有名なところですが、岸和田のだんじり祭りの振興とか、環境保全、子育て支援の関係だとか11項目をメニューでうたって、もう早速インターネットで自治体のホームページで開けてみたら、もうほとんどのこれを実際やっている自治体がトップで、ふるさと納税というか、そういうことを窓をつくって呼びかけているというふうに、もう早速利用してやっていると。

だから、これから先ゆっくり考えたいということではなくして、もうすぐやろうという、常にそういう考えを、いいものはもうやっていくんだという考えで、やっているところ、この6月の国で決まったものがもう既に、今の時点で実際にやっているというところは全国見るとたくさんあるわけなものですから、じっくり考えて何とかやれたらやろうではなくして、いいものはもうすぐやるというのが大事ではないかなと考えが思いますもので、これは私の提言というかあれですけども、ぜひお願いしたいなというふうに思います。

以上で終わります。

副議長（大黒孝行君） これをもちまして、8番 土屋 忍君の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩をいたします。

午後 1時55分休憩

午後 2時 5分再開

副議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次は、質問順位3番。1つ、中学校統合問題について。2つ、下田市教育委員会について。
以上2件について、11番 土屋誠司君。

〔11番 土屋誠司君登壇〕

11番（土屋誠司君） それでは、中学校統合問題について、下田市教育委員会についてを通告どおり質問いたしますが、最初に申しておきますが、教育長にはきついことを申しますが、下田市の体制に対し申し上げるもので、教育長に対する個人的な攻撃ではありません。市長と教育長のなれ合いで教育委員会の機能を果たしていないことから、今言わねば下田市のためにならぬと判断したからです。教育長にはぜひご理解を願いまして質問いたします。

まず、中学校統合問題について伺います。稲梓中学校を廃止し、稲生沢中学校へ統合、新設校になるとの突然の新聞報道により住民は知り、多くの稲梓地区住民は動揺しましたが、当然、稲梓地区住民へ説明会はあるものとしていたところが、5月22日の新聞には稲梓、稲生沢地区の小・中学校のPTA役員、保護者、区長会に説明会を実施、少子化による教育環境の現状や小・中学校9年間の生活環境を説明した結果、保護者などから通学路の安全確保、保護者の過重負担にならないようにとの要望が出ました。その中でも統合の理解が得られたと判断し、3月25日の教育委員会は統合を承認議決したとの報道がありました。

その報道があったことにより、稲梓教育と文化を進める会 この会は稲梓地区の区長、区長OB、PTA、PTAOB、小・中学校の校長、教頭などが会員として稲梓の教育と文化を進める会を開いております。この会が5月30日に会合を開いた結果は、統合反対運動をしていくとなったと聞いております。

その後、推測ですが、教育委員会は慌ててか、立て続けに説明会を開いております。6月12日に区長会、小・中学校PTAに説明を集落センターで行い、6月17日に稲梓中学校PTA役員に説明会を行い、6月22日に小・中学校の保護者に対する説明会を行い、昨日には稲梓区長会に説明会を開いていると聞きました。稲梓地区住民への説明会が開かれないままです。これは、当初の説明不足のあらわれで、教育委員会の議決前にしなければならないことでもあります。教育長は、小規模校のよさを生かした教育方針でしたが、突然の変更理由を伺うものです。

私は、たびたび一般質問などで下田市の教育予算は周辺の町村に比べ少ない。雨漏りの直

せない修繕費、父兄に負担を負わせるような教材費等であるため、教育予算の増額をたびたび要望してきました。下田市は教育施設の数が多いので云々の答弁であったと思います。少子化が急速であるので、将来を見据えた統廃合を提案したところ、教育長は「小規模校のよさを生かした教育方針で複式学級になるまでは統廃合は考えない」とのことでした。学校再編審議会が統合の答申であっても、教育長の本心はどうであったかを伺います。また、いつこの考えを変えたのか。突然の考えの変更に至った教育長の方針転換の理由を伺います。

次に、PTA役員、保護者、区長会に説明会を実施し、各要望が出され、統合の理解が得られたということであるが、どのように説明し、どのように理解が得られたと判断したのかを伺うものです。

教育委員会は、説明会を1月23日稲梓中学校PTA役員会、2月13日稲梓小学校PTA役員会、2月19日稲梓地区区長会、2月25日稲梓小・中学校保護者会と計4回開いたのみで、稲梓地区住民への説明会などは開かれず、また、説明会において通学路の安全や通学に保護者負担軽減、合併に伴う諸問題に対する解決策や具体策の提示のないまま、3月25日教育委員会は稲梓中、稲生沢中の統合議案を可決しました。

このような稲梓地区住民無視での対応でもよかったのかを伺うものです。どのように稲梓地区に説明し、どう理解を得たかについてをお答えください。

次に、専科教員の配置ができない、学習指導要領に示された内容ができないが統合理由でした。この解消には統合以外の検討はされたのかについてを伺うものです。

私は、今までも中学校3年間のうち1年間でも主要5科目の専科の教員配置を訴えてきましたが、何年も配置がされなかったり、不適格な教員が次々に配置されてきました事実があります。これは、教育長が稲梓中学校を軽視してきたあらわれではないかと思います。体育での団体競技、部活の選択ができないことの工夫として体育交流で補ったり、稲生沢中学校校区をフリーとすることにより数人でも稲生沢中学校に入学していただく案や稲梓小・中学一貫校とする案などの検討も必要であったのではないかと思います。統合以外の研究や検討がなされたのかどうかを伺うものです。

下田市の2分の1の面積、50平方キロであることの考慮や少子化は加速的であることから、下田市全体の学校配置の計画の作成が先決であり、ただ、この地区の子供が減少したから統合ではトカゲのしっぽ切り、こんな場当り的な政策をしていくとますます格差が進行していきます。今回の性急な判断での学校統合のやり方は自分の情報ではあり得ないし、ただ、人口面でカット、見捨てるという安易な判断でしかない。次はどこを切るのかではなく、市全

体のバランスを総合的に考えての統廃合の決断が必要であります。市域全体の将来を見据えた総合的に考えての統廃合の判断をしたのかどうかについて伺います。

次に、市域の2分の1を占める稲梓地域は、今後4市町合併により地理的には中心的な位置になります。今後どのような地域にしていくかを伺うものです。稲梓地区には伊豆縦貫道のインターをつくるためには都市計画が必要であり、新たに都市計画税を課すことや4市町の合併が実現すると地理的には稲梓が中心地であり、共立湊病院の移転候補地でもあります。

ただ、人口が減少したから統合での人口増加策なしの行政としての判断はいかがなものかと思えます。こんなやり方だと市町村合併どころか、他町より不信感を招き、場当たり行政の一つでしかなく、将来の展望・希望のある行政ではなく、まず学校をやり玉に上げ、地域文化を否定する市政、こういう市政を再考すべきと思えます。今回の統合案を再考するかにして伺います。今後も少子化は進むと思われませんが、教育行政として将来の10年、20年後の市全体、小・中学校の配置や跡地利用の検討はどのようにされているのか、あったら説明をお願いいたします。

次に、統合した場合の通学費の補助は6キロ未満でも補助をし、保護者負担の軽減についてを伺うものです。

遠距離通学費補助金交付要綱第2条に「補助の対象者は住居から通常利用する通学路を経由して学校に至る距離が生徒にあっては6キロ以上」で、旅客バスまたは通学の場合は月1,000円が補助されていますが、統合されると相玉の庚申堂のバス停と箕作の戸崎のバス停から落合のバス停の間の生徒には6キロ未満であるため、現要綱では補助はできません。この6キロ未満にも補助をするべきであります。

また、北の沢・稲梓中学校間のバスの定期は1カ月1万440円ですが、稲生沢中学校へ行くと1万7,640円となり、7,200円アップいたします。また、加増野からも稲梓中学校へは現在1万3,680円が稲生沢中学校となると10キロを超えて2万880円となります。また、戸崎地区は1万3,320円、相玉の淵の上地区は1万4,040円、落合地区は8,640円の新たな負担が生じます。これらの高額負担への配慮はどうなるのか。また、6キロ未満でも補助するのか。または、路線バスではなく父兄負担軽減にスクールバスなどを考えていくかどうかについて伺うものです。

質問項目の2点目として、下田市教育委員会について伺います。

教育委員会会議録は、19年度から会議録記載の内容のほとんどが「事務局より説明を聴取し、原案のとおり承認」である理由は何かについてを伺うものです。

19年度の教育委員会の会議録に記載されている書類記載内容は、出席者名、議題名と「事務局より説明を聴取し、原案のとおり承認」が大半で、中には議題のみの記載もありました。これは議事録とは言えません。まして、学校統廃合となる重大な議案に対しての審議に意見や質疑もない原案承認では何のための委員会かとも思います。これは、4月17日に情報公開を請求し、得た資料から判明しました。

下田市は、このような議事録においても情報公開を請求しないと出てこないというところがあります。全国的にはもう既にインターネットで教育委員会の情報も流しているところもあります。大変おこなれていると思います。さらに、この教育委員会の会議録の録音されないことが職員から聞いております。下田市の各会議においては会議録があり、内容もかなり詳細に書かれており、録音もされておりますが、会議内容の録音もない、市長より教育委員会に意見を求められている議案にも質疑もなく、そのまま原案承認とされています。

下田市教育委員会は形骸化し切っていることは学校の実情や子供たちの教育環境について、要求なしで市長部局の言いなりであるのならば、教育委員会は必要ないのではないかと思います。

質問として、項目のみの記載しかない下田市教育委員会会議録を議事録と言えますか。会議録作成に録音なしの判断はいつだれがしたのか伺います。また、会議録記載事項が議題のみでよしという、いつだれが判断したのかについてお答えください。

地方教育行政の組織運営に関する法律17条に「教育長は教育委員会の指揮監督のもとに、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる」とあります。教育長は教育委員会の事務局長であります。職務の放棄または故意に隠ぺいしたと思われるもしかたのない行為とします。任命責任である市長の見解を求めます。

次に、学校現場の窮状を教育委員会は企画財政課にどのくらい要請したかについて伺うものです。

3月の総務文教委員会で教育長は「6年前の就任当時は予算の要求を出しても、どれをどれだけ切られた等を聞いてよくないこととしてきましたが、最近はキャップ制になれてしまいよくない。このことをPTAや学校に行って教育予算は最低だと言いつけている」「予算権は教育委員会にないから要望しても切られる」と発言がありましたが、教育長はどうしても必要な予算は再要求すべきです。それが教育委員会の権限であります。なぜなら、市長は教育委員会に対して地方教育行政組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育予算について意見を求めているからであります。学校現場の窮状について教育長は企画財政課に

どのくらい現場の実情、耐震、雨漏り、修繕箇所、備品教材費など訴えてきたのかを伺うものです。

教育長は各学校へ何回ぐらいずつ現場に行き、実情を把握してきたのかも伺います。また、現場の窮状を企画財政課に何回行き、実情を説明したのかも教えてください。

次に、教育委員会所管の耐震・耐用年数経過の諸問題について伺うものです。

下田市は平成22年度までに耐震計画を立て、27年までに耐震化を終えるとしていますが、教育委員会所管の建物が多く、しかも未耐震診断も多い。耐震ランク2の建物は耐震性が劣り、倒壊の危険性は低いですが、かなりの被害を受けるところは稲生沢小学校校舎、朝日小校舎、本郷公民館、白浜小校舎、稲梓小校舎、同屋体、浜崎小屋体、東中校舎で計11棟あります。耐震ランク3は耐震性が劣り、倒壊の危険があり、大きな被害が想定される建物です。この建物は、稲梓幼稚園、白浜幼稚園、白浜公民館、大賀茂保育所、下田図書館、中公民館、吉佐美幼稚園で計7棟あります。これらの耐震ランク2、3の施設には、昨年度警戒宣言発令時には、建物に入らないでくださいという表示をされています。さらに、耐震診断もされていない危険な柿崎保育所、白浜保育所、第3保育所など13棟もあります。警戒宣言発令時には「建物に入らないでください」との表示がされている建物で保育・教育されていて、耐震計画は20年とはいかがと思います。この表示内容について全職員にどのように説明されているのか伺うものです。

特に、この中でも広域避難場所と指定されている施設については、その地区の市民にどのように説明されているのかも伺います。保育・教育中に警戒宣言が発令された場合の対応マニュアルはどのようになっているかについても伺います。

危険であるとしながら、なぜ耐震計画は22年かをお答えください。今回の岩手・宮城内陸地震後、文部省は危険性が高い施設については5年で耐震化を完了させるとしていた方針を2年繰り上げ3年以内で終わるよう市区町村教育委員会に要請したとの新聞報道もあります。子供たちの安全を守る責務から、下田市も耐震計画を前倒しして立て、早急な対応をしなければなりません。何らの対応策もなく、建物は倒壊し、人身事故等が起きた場合の責任はどのようなになるかについても伺います。

次に、文化会館のことですけれども、この文化会館においては各種装置などが耐用年数を過ぎ、特に、舞台のつりワイヤロープなどが過ぎております。また、雨漏り等により設備に影響も及ぼしているといえます。さらに、音響機器においては私物も借用しているということですが、このような教育予算でいいのかどうかについて伺います。もし、この中で

公演中につり物で、ワイヤーロープで事故があった場合に、耐用年数を経過したものを使用しても保険等は適用されるかどうかについても伺います。

次に、年度途中入園児の保育料算定について伺うものです。

通常の保育料算定は、4月時点の幼児年齢と保護者の所得によって決定されていますが、年度途中の入所者はその時点での満年齢で賦課されます。現場では、実際のクラス分け保育では4月時点のクラス保育となります。保護者には入所時の年齢ですから保育料は安くなりますが、現場には負担が高くなっております。

例えば、5月に3歳で入所だと、2歳、下のクラスに入ります。こうなると保育料は3歳ですが、下田市の第7階層で見ますと3歳児未満児は月額5万8,800円、3歳児は3万1,200円と、何と2万6,700円の差となります。市民の負担が公平となるようにならないかについて伺います。現場の負担に対して、各自治体で行われている現場の負担軽減に差額支給や別途補助をすべきと思いますが、当局の考えを伺いまして、以上、主旨質問を終わります。

副議長（大黒孝行君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） ほとんどが教育長、あるいは教育委員会に対してのご質問でございましたので、1点だけ途中のご質問の中で、いわゆる教育委員会の会議録の作成に関する等で大変きついご質問がございました。また、この質問に対してなかなか答えにくい部分があるんでありますが、やはり任命責任者である市長の見解ということでございますので、教育長、あるいは教育委員会の仕事ぶりについてはしっかりお願いをしている中で、よくやったださっているという、大変こういういろんな厳しい中で一つ一つの問題点について努力をされているということはまず認識をしております。

ただ、今、議員がおっしゃった議事録の問題につきましては、確かに稲生沢幼稚園の統合問題、それから、この中学校の再編問題というものにつきまして、途中でちょっと議事録が今おっしゃったような内容で不備というものを感じました。その段階で教育委員会につきましては注意を促しております。ですから、その後につきましては、教育委員会サイドで対応してやられておると思います。

確かに、こういう問題につきましては、我々も教育委員会がどのような活動をしているかということは、こういう議事録を見て判断をするしかないという中で、どのような意見が出されているかという中につきましては、大変偏った方が多く発言をされておるとか、いろんなことは感じておったわけではありますが、途中ちょっと議事録の中で本当に簡略化されてし

まっているという議事録が上がってきた段階では注意をさせていただいております。

副議長（大黒孝行君） 教育長。

教育長（高橋正史君） お答えします。

最初の質問ですけれども、十分な説明がなされないままということですが、一応、私たちは昨年12月の再編審議会の答申を受けて1月から2月にかけて計8回、稲梓、稲生沢の両地区ごとに小・中のPTA役員会、PTA全員を対象、区長会と4回説明を開かせていただきました。その中で、急なことだなあ、不安だなあという考えとともに、統合された後の心配ごとが多く出されました。通学のこと、通学補助のこと、制服のこと、給食費徴収のこと、稲梓の子が稲生沢の校舎へ行って稲生沢の生徒たちと仲良くやっていけるだろうかというようなこと。そんな点に早く具体的な対応がなければ、すごく心配だという親の方々が多かったと。私たちは、やっぱり、では具体的に話し合いの場として具体策はどのようなかなということで頑張ってきたつもりですが、議員のご指摘のように5月30日に教文会、それから6月7日の当事者の集まりで「説明不足だ、納得できない」という考えを聞き、私たちも大変反省したわけで、早急にこの説明の機会を多くとりたい、理解を図りたい。共通の土俵で話し合いたいということで、6月に2回、また、区長会、議員のご指摘のとおり6月25日、昨日説明会をやらせてもらい、7月中に全体の説明会の手はずを確認させていただきました。

それから、小規模校のよさを教育長、おまえは突然の変更は何でかというふうなことですが、私は小規模校のよさを否定した教育なんていうのは一つも主張していないつもりです。稲梓中では地域の中で見守られて、単学級の小人数できめ細かな指導がなされ、非常に気心の知れた仲間と楽しく落ち着いた生活ができています。また、農耕活動など体験活動でも特色ある活動をしているんだろう。

しかし、平成15年頃から100人以上いた生徒が60人、または60人を欠けるといふ、現3年生の男子では4人、女子11人にみられる。この中で若干、学校へ来られない子もいまして

みられるように、非常に男女のバランスもよくない状況になってきているのも事実です。やっぱり今後、全校で50人からざっと60人、33年度あたりは45人規模になると見込まれていることについては、市内小・中学校の再編について審議されなければならないなあという状態です。統合で20人から30人の2学級ができて、適正な集団活動、それも少人数での、なおかつ少人数の規模での活動の両方が可能な、そして、クラス替えもできる環境が子供たちにとってはよい環境になるというふうな形で提案する。決して小規模校が悪いというようなこ

とを、私は小規模校のよさもあるということで。なお、小学校は小規模校になってもやっぱり複式にならない限りは統合はすべきではないというふうに私は考えています。

それから、非常に人口減だからただただ性急な判断で見捨てるのかというふうなお話ですけども、私たちはそういう考え方ではなくて、子供にとって少しでもよい教育環境にすべきだと。それにはやはり統合ということを考えていかなければならないんじゃないかというふうに思います。先ほども言いましたように、稲梓中の場合は、特に人数の減少、生徒数の減少が激しく、学習面においても集団活動においても体育や音楽、そういうふうな教育課程そのものにおいても大変支障というんですか、改善してやらなければならないな。それから、学校というのは集団のだいご味というんですか、この盛り上がりのすばらしい集団ということの中で教育活動もしなければなりませんし、部活だとか団体戦が組めないという状況の中で、ある程度そういうことについても考えなければならぬだろうというふうに思います。

また、一方、稲生沢中も先ほども何回も言うように2・2・2で来たものが1・2・2とか、1・1・2とかという、非常に安定した2学級、2掛ける3の6学級の学校がつかれないというようなときにお互いのメリット、デメリットを生かしながら統合していくということが必要なんだなあというふうに思います。

それから、早急な、何しろ説明の仕方が早急だということについては、今までのことで不十分だったなあということを感じながらも、該当の保護者の皆さんや地域の皆さんの説明は今後も丁寧に実施して行って、そこでの意見を十分取り入れながら統合に向けての準備を進めていきたいというふうに思います。地域の文化や伝統を否定するなんていうことは毛頭思いません。そういうことを大切にしながら、自分たちの学校をつくるという希望を持って新しい学校づくりに参画できるようにしていきたいなあというふうに思います。

なお、将来計画ということですけども、やはり小学校は複式というのは非常に教育効果が、確かに小規模でいいですけども、複式学級が出た場合にはやはり7小学校体制というのを考えなければならない。当分は、一番小さいところでも、大賀茂ですか、大賀茂も複式ではありません。そういうことで小学校としては今のところ当分は考えていませんが、中学校の場合には下中以外にやっぱり東中も、統合したこの稲生沢もまだ大丈夫ですけども、単学級ということが出てくる中では、やはり中学校としての適正規模という形で4中学、また、3中学校より統合という形を考えていかなければならぬだろうなあというふうに思います。

それから、理解が得られたってどういうことなんだよというふうな、説明会のところでし

ましたけれども、確かに私たちが若干、どうしても甘かったのかなあというふうに思いますけれども、いろいろな説明会が一方的にこちらがわっと説明してしまって、聞く立場で、意見を言うときになかなか言えなかったなあということがあるかと思います。そういう面では、これからなぜ統合なのか、子供の教育環境というようなことをしながら、ただ、そこはいいとしても、では通勤、通学とかそういう課題はどうなんだよという両面からやはりこれから説明を十分にしていきたいなあというふうに思います。

私たちが反省していますけれども、やっぱりいろんな、もっともっと最初からもう教育委員会はとか、市は皆さんのために何もしていないんじゃないかというのをわーっと出ますけれども、話していくうちにやっぱり子供のことという、子供のことについてどうなんだと。地域は確かに大切だけれども、子供のことについての教育環境とか学習環境とかということも一緒に話していくと、やはりお互いにわかり合うとってはおかしいわけですがけれども、昨日の区長会の代表の方の10人のお話の中でも大分、子供のことということも考えなければならぬ、地域のこともむろんそうですけれども、子供のことということも考えなければいけないなあというような雰囲気というのが少しずつ出てきて、なお一層、そういうことを進めていきたいなあと思います。

それから、統合理由のその専科教員がいらないから学習指導要領の内容が履修できないからといってすぐ統合だと、ほかの方法はないのかということ、確かに専科教員というんですか、今、稲梓に音楽の専科、臨時のあれが入っていますけれども、ただ、やはり標準法、定数法の中でしたときにその特例というのはもういないからどんどん積み足してくれというような形はできないわけで、やはり法律の枠の中で特例は例ではありませんけれども、大変難しい中で私たちがそれなりに頑張っているつもりですけれども、なかなか枠の中でそれを、こう思うからこうやってくださいというわけにはなかなかいかない、それから、稲生沢中の人をこっちに稲梓中にやって適正規模にきなさいと、これもやっぱりわからないこともないけれども、なかなか難しいことだろうなあというふうに思います。部活の交流はもう若干始まっていますけれども、なかなか授業での合同ということは、いわゆるこの交流の中で、住民交流の中で少しずつ推し進めていこうと、今までではなかなか難しかったというふうに思います。

それから、通学の補助の6キロ未満でも補助し、保護者の負担の軽減をしていくということ。私たちがやっぱり要綱にのっとなって、それでは一切それ以外はできないという形ではとても皆さんのご理解は得られないだろうなあというふうに思います。やはり、この統合につい

での保護者の過重負担にならないような要綱なり特例という形は十分考えていかなければならない、そういう配慮はやっぱりこれから市としても十分に協議して、その実現のために頑張っていきたいなというふうに思います。

それから、通学路の安全のことですけれども、区長会から5月27日付で下田高校の誕生及び中学校の統合というんですか、そういう話が進んでいる中、落合の浄水場付近での歩道及び防犯灯の整備という形で私たちも行ってきました。所長さん、それから、担当の方とか会ってきまして、いろいろ細かいことをしていましたけれども、非常に、22年で完全に車道と歩道が分かれるという形ではありませんけれども、大変前向きで、住民が何が優先で、ここを先にやってくれとか、そういうことを、むしろこれから十分話し合っていく中で、あそこで若干細かいことはよくわかりませんが、下田高校はあそこで通っている子供もいるわけで、そういうふうな安全の中でラインはどうだとか、それから速度制限をしようとか、防犯灯とか、そういうような形についてはぜひ今後も話し合っていきたいという話がありました。

それから、教育委員会、何をやっているんだよというか、教育長、おまえなんだよというのは、わかる面もあるかもしれない。まず、一つはやっぱり議事録のことについては私も不十分だったと、そういう面では私自身がこの事務局長として大変責任を感じています。大変申しわけなかったなあとというふうに思います。ただ、十分な審議がなされてなかったというより、されたけれども、それ自身が記録として非常に不十分だったということは認めざるを得ないというふうに思います。ただ、録音は要らないよ、議題のみでいいよということを確認したとか判断はだれがということではなく、ただ、記録はしっかりとろうなという確認は合ったつもりですが、それが徹底していなく、この十分でない議事録になったことを大変反省しています。

ご指摘のとおりで、今年4月から専用の職員がメモだけとると。それから、出席者の記録というかノートをつき合わせて議事録をつくっています。大変申しわけなかったなと思います。ただ、それが職務の放棄、故意の隠ぺいというふうにご指摘ですけれども、私自身は職務の放棄、故意の隠ぺいというふうな形としては自分とはとらえていません。

それから、市当局、市長の言いなりとか、市当局の言いなりで教育委員会は何も自主性がないということについても大変私、遺憾です。私、だって37年間現場にいたわけですので、やっぱり現場の苦しみとか現場の楽しみというのは十分知った上で、課長を含めて10年近く行政にもかかわりましたけれども、決して教育行政というか教育委員会というのはやっぱり

学校現場あつての教育委員会だということ。これは、県の教育長も盛んに言っていますよ。私もあらゆる場でやっぱり、何か教育委員会が命令してやらせるとか何とかと、ニュースなんかでいうと必ず教育長は謝ったりなんかするのもありますけれども、やっぱり現場あつての教育委員会だということは確信しています。おまえ、何回現場行ったんだよ。企画財政課にどんだけ文句言ったんだよというふうなことも、何回って数えたことありませんけれども、自分自身としては企画財政とか市長にとっては余りいい教育長ではないなというふうに私は感じていますけれども、いろいろな、今までは下田市の財政が非常に厳しいことはわかっているが他市と比べるとという形が余りなかった中で、私は努めて他市との比較の中で、他校との比較の中でこれだけ低いですよということは言い続けて、市当局にも、また、私は学校現場にも言っているつもりです。それが余り市当局にとってはいい教育長ではないのかもしれないけれども、やはり学校あつての教育委員会だという形で、これからも通していきたいなあというふうに思います。

以上です。

副議長（大黒孝行君） 番外。

学校教育課長（名高義彦君） それでは、教育委員会の耐震についてお話しさせていただきたいと思います。

国において震度6強で倒壊の危険がある耐震性のない建物はIs値0.3以下、または未対策となっております。この5月27日、静岡新聞に県教委が発表しました下田市の学校耐震化状況というものは、小・中学校合わせて28棟のうち、新基準の14棟は大丈夫、問題ございませんということでございます。一方、昭和56年以前の旧基準の建築14棟については、すべてが耐震診断を実施済みでございます。そのうち、13棟がIs値の0.7以上ということで国基準においては改修は不要ということになっております。しかしながら、浜崎小学校東館、これについては改修が必要な建物となっております。しかしながら、Is値については0.5ということで国の耐震基準でいう耐震性のない建物でないということでありまして、またそちらについては特に今は物置といたしまししょうか、倉庫として使われているというようなことで生徒たちが使うというようなことはないというふうに報告を受けております。

建物の耐用年数経過につきましては、建物の構造によって違いますので一概にはいえませんが、平成以前に建てられた建物が24棟ございます。平成になってからの建物が4棟ということになっております。

幼稚園、保育所につきましては、幼稚園4施設、保育所が6施設のうち3施設が耐震性を

有しているというようなことにつきましても先ほどお話しさせていただいたんですが、7施設につきましても非常に建築年も古く耐震性がないということになっておりますもので、再編計画を早急に検討してまいりたいというふうに思っております。

先ほども申しましたが、下田市耐震改修促進計画ということも非常に関連してくることでございます。静岡県の耐震基準というものもございまして、関係各課と一層の連絡をとりながら施設の安全性を図るようにしていきたいというふうに考えております。

もう一つ、保育料の関係でございます。

これにつきましては、確かに議員ご指摘のとおり扱いというふうになっております。ただし、保育園というのは学校と違まして学年という概念ではとらえておりません。保育に欠ける子を随時受け入れるというのが考え方で、そういう考え方から制度ができておりますことから、国からの運営費ですとか市の保育料も保育の実施がとられた日の属する月の初日の満年齢ということで算定されることになっていることはご承知のとおりでございます。

それで、クラス分けというものにつきましては、これ当然、4月1日は2歳児であって途中から誕生日が来ると3歳になるわけなんです、誕生日を過ぎて入った子供は満年齢で3歳になっているわけですが、その子を3歳のクラスに入れてしまいますと、小学校へは入れないんですが、また下の子ともう1年保育所で暮らすという、そういうふうなことがありますので、これは、保育上の配慮というようなことでクラス分けはやっているというふうに理解しております。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

副議長（大黒孝行君） 自席でお座りのまま指摘をしていただきます。よろしくどうぞ。カウントしないように。

11番（土屋誠司君） 耐震の警戒宣言のところにマニュアルとか、職員にはどう説明しているとか、なぜ22年かという、その辺もあります。

それと、あと文化会館などの耐用年数を過ぎたものの事故扱いとか、会議録記載なしの判断というか、ただ、あれだけではもう納得いかないですよ。答えていない。統廃合について再考するかにも答えていないしね。

副議長（大黒孝行君） 番外。

学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 答弁漏れがございました。

幼保の防災計画ということなのですが、これは幼稚園、保育園、両方とも防災計画を立てて、これを県に出すようになっております。それに基づいて各園では対応することになっております。

〔「文化会館もある……」と呼ぶ者あり〕

副議長（大黒孝行君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（前田真理君） ご質問の文化会館の耐震等につきまして回答をさせていただきます。申しわけございません。通告書のほうでこの文化会館の、ちょっと読みきれませんで十分なお答えができないかもしれませんけれども、平成元年にオープンし、その後、確かに大きな改修は実施されておられません。ただ、会館を見ていただいた段階で、会館、本当の建物、それから、中で使用している音響機材等を別に考えて回答させていただくんですけれども、リニューアル計画というのがございまして、確かに耐震等も含めたもので計画は策定されております。

今、ちょうどその企画のほうへ報告する実施計画策定期間でございます、一昨日文化会館のほうで職員と毎年どれを優先として報告するか話し合いをしてきまして、本年度につきましては、1つ機材のほうで故障すると公演が打てなくなるような状況にあるというものを優先順位1位と決めさせてもらいまして、そのほうを要求するというようなつもりでおります。

耐震計画につきましても、今のところ具体的にどのようにということは、申しわけございません。ちょっときょう用意がなかったもので申しわけないんですけども、それらにつきましても踏まえまして、すべて会館の職員と週一度ぐらい会議をもって、いろいろ前向きに検討しているところでございます。

今年5月に社会教育委員会を開催しましたが、その席上でも委員の方々に文化会館の現状について認識いただけるようにご説明をさせていただいております。

以上でございます。

副議長（大黒孝行君） 教育長。

教育長（高橋正史君） 再考するかということと、もう一つ22年まではなぜかということですか。

いわゆる2年間ということは再編審議会や、また教育委員会の討論の中で1年、2年、3年という案が出されてきたわけですけども、子供の教育環境から見ればできるだけ早くしてやりたい。ただ、やはり、統合ということは大変な事業なものですから、十分な交流活動

が必要だという中で、長い、短いということではないけれども、2年間は精力的に統合に向けての準備活動にすれば新しい中学校づくりができるんだろうという形で2年間としました。

それから、再考するののかという形については、私たちは今、若干の説明会の持ち方や何かに問題がありましたけれども、だんだん子供の教育環境なんだというような形の中で、ふるさと教育は大切だけれども、子供の教育環境云々という形は何回も開いていく中で少し雰囲気が変わり、話し合いの土俵になってきたわけで、なお話し合いを十分担ってやっていきたいというふうに思いますので、今のところ、平成12年度で市の方針のとおり、教育委員会のとおり頑張っていきたいなというふうに思います。

副議長（大黒孝行君） 11番。

11番（土屋誠司君） 答弁漏れもありますけれども、再質問します。

まず最初に、小規模校のよさを生かした教育方針でとありましたよね、教育長。それをだから、いつ小規模校ではなくて、こういう統合という考えを変えたかというのを聞いたわけです。

それから、今、説明会は皆さんの了解が得られてきたというけれども、これは保護者と区の役員だけですよ。稲梓地区住民には区長会からも再三言われていると思うけれども、1回も説明はしてないね。それで、決定しているということが問題なんですよ。だから、そこまで一回戻って、地区住民に説明した上でくるのならいいけれども、ただそこで、ここに教文会が会合を持ってから、ばたばたと4回も、ただその役員という、小規模のところに行っているのは問題だと思うんですよ。だから、皆さんが非常に不満に思っているのは、地区住民に何も説明なく、ただ決定してこうだということでPTAの役員等にも区長会にもこうだからと言って押しつけるだけで、その後はないと思うんです。

それと、父兄からいろんな質問等があって、先ほどもありましたけれども、通学補助ではあっても、検討していくとか、通学路に問題あっても、土木とやって検討していると。そうじゃなくて、22年までに間に合いますから統合させてくださいというならわかるんだけど、そういうのは何もありません。バスだってそうだし。そういうのは、こうしますから、これでどうでしょうと、稲梓地区へ相談かけていくならいいけれども、これしかない、それではもうどうしようもないですよ。だから、性急だっていうことを言っているんですよ。

それと、統廃合について、いずれこれは、しょうがないと思います。ですから、市町村合併というこの広い地域をどうして行くかということですよ。現時点で、今、1歳児というか2歳児ぐらいはたしか140人ぐらいですよ。そうすると、中学校は1校でもいいくらいで

すよね、入ってしまうから。そういうことを考えて、仮に広い稲梓の少なくともあの辺は1つ置いて、あと一つ何とかね。そういうことを考えた上、やむを得なくこうなったというふうならわからわかるけれども、少なくなったから削るというか、それはいかがかと思います。それで、それについて、生徒が減ったからと言いますけれども、2年前は48人まで減ったし、そのときはそんなこと言ってなかったんですよ。

それから、教科の問題だって再三、専科の教員がないからと言っても、それは県教委がやっていることだからと責任逃れみたいな答弁していますけれども、そういうことは配置もされないで、それで、今回からも少ないから配置できないではなくて、やりやできるんですよ、教育長の権限で。実際はやっているんでしょう。実際、最終決定はしませんよ。こないだの議事録から見ていたら、教育委員会からこの地区の学校はどうしましょうというのを本庁に上げているわけですよ、内申として。その中で、こういう要望があるからこうしてくれとか、そういうことは十分できるわけですよ。それをやってこなかった。だから、こういう強いこと言っているんですよ、今。これは10年以上稲梓はそうですよ。

それで、先ほど小学校について大賀茂がどうのこうのって言ってましたけれども、どこかの議事録が何かちらっと見ましたら、大賀茂は大変なところだから言わないほうがいいとかと書いてありましたね。あんなとんでもない、稲梓、だから逆に言えばおとなしいからやってもいいってことになるでしょう。そんな教育委員会じゃとんでもないから自分が言っているわけですよ。

ですから、もう一回これは教育委員会として答申を受けて、答申を尊重してそのまま決定じゃなくて、教育委員会として何やったというものが無いでしょう。先ほどの市長が言いましたように。議事録で判断しなければやってないと言われてもしょうがないでしょう。ですから、再考してほしいということです。

それから、先ほどの耐震のところ幼稚園、保育園と、これは対応マニュアルはどうなっているか、それも答えてもらえませんでしたけれども、恐らくないと思うんですよ。何カ所かの施設の張ってあるところに行って職員に聞きましたら、どこに張ってあるか知らない職員もいるんですよ。何の意味だか。これは、警戒宣言が出たらそこへ入っちゃいかんということでしょう。そのとき警戒宣言が出たらみんな出してやるとか、何かあるでしょう。これを張ったということはすごい重大なことなのに、ですから、22年までに計画を立てるんじゃなくて、もう国も悪いところはもう5年を3年で2年上げるといいますから、下田市も1年早めてでも何でもやって、それこそ統廃合も含めて早急に計画を出すべきだと思うんで

すよ。それで、危ないからというところで、これで事故があったらどうなるんですか。責任はどうなるんですか。もう証紙を張ってあるわけですよ、あれ。証紙というか「ここには入らないように」と。張ってあるところでそのままやっていて、事故があったらどうなるんですか。そういうことがあるから言っているんです。これ、だから、ぜひ早めるというか、それはどうなるんですかと。

それから、文化会館のそこは耐震ではなくて耐用年数を過ぎたものがあるから、それで事故があったら、それを聞いたかったんです。耐震ではなくて耐用年数なんです。それで、ぜひあれはやらないと、それもやっぱり保険とかの関係もあると思う。わかっている、事故が起きたというか、それはどうなるのかということと、まだ雨漏りがあるみたいですけども、雨漏りによってまたその機器がだめになるとか、そういうことがあるので、改修の計画に4億もかかるかと言いますが、現実には交渉で年間450万、100年もかかりますよね。そうではなくて、必要なところには借金返すではなくて、やっていかなくちゃならないと思うんです。その辺を聞いています。

それとあと、音響機器においては、だめだからかどうかよくわからないんですけども、私物を借用しているということなんですけれども、それは本当なんですか。その点お伺いいたしたい。

副議長（大黒孝行君） 教育長。

教育長（高橋正史君） わかってもらえない。小規模校のよさを出す教育を否定した、否定するということはないんです。よさを認めた上で、だから、小学校の場合はやはり複式ということが一つの限界でそうなる。中学校の場合には、単学級の中でやはり1クラスが20人以下の15人で男女差が乱れているときに、やっぱり成長期の生徒の教育効果ということをするときに適正規模ということを考えなければならない。はっきり言えば、県下で言えば下田も小規模校なんです、そういう面から言えば。やはり人数の少ない中で大きなところに負けない教育を無視するんだけれども、それにもやっぱり限界というものがあるんじゃないかということです。

それから、地域住民の、非常にやり方が乱暴だというようなことですが、確かに若干食い違ったところもありますけれども、私たちに地域の説明会をやりまして、その中の課題というのが、より、地域の中に中学校がなくなるという寂しさとか、大きなこういう広い中で、何でなんだよというふうな形は特に年をとった方、よくわかります。ただ、今の稲穂の中学生、これからまた小学生が中学生になるときに、その教育というか学習環境とい

うものも大きな問題なんだろうと。やっぱりそのことを考えていく必要があるんだろうということ、私たちは一生懸命ご説明させてもらっています。不十分さは十分取り返ししながら、何回も地域に説明しながら、やはり稲梓中学、稲生沢中と一緒にしながら新しい中学をつくっていくよさというものをこれからも訴えていきたいというふうに思います。

副議長（大黒孝行君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（前田真理君） 文化会館の使用している機材の耐用年数につきましては、先ほど建物がオープンしてから20年たっていると申し上げましたけれども、確かに使用している機材についても20年経過しております。その中で大きなものについては業者さんのほうで年間2回とかきちんと使用可能なものかどうかという点検をしてもらっております。その中で、早急に取りかえなければならないという、そういう指導はまだいただいているものではないので、とりあえず現在は使用をしている状況でございます。

ただ、そういう報告、それから、私物についても使用しているのは聞いております。それにつきましては、文化会館内での公演では会館内にある機材で間に合うんですけども、外へ頼まれて行った場合、どうしても数が足りないから私用のものを使用しているということでございます、それも含めまして、やはり私物を使うということはよろしくないとも思っておりますので、そういったものも含めまして実施計画のほうへの反映をさせていきたいと思っております。

以上でございます。

副議長（大黒孝行君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 先ほど説明会の中で具体的な回答がなされていないという中に遠距離通学費等があったわけなんです、これにつきましては当然市で定めております遠距離通学費の補助金要綱というものがございまして、その中の2条の2項に4キロ、6キロにかかわらず統合中学にあっては特定の地域からの児童・生徒には補助するということがあられるわけです。この中で、今回の統合については本当に稲梓地区は大変広くて、先ほど議員からもご指摘があったように加増野から今のところに通ってくるだけでもかなりの負担になっている。それが稲生沢の中学校のところまで延びたら本当に大変な負担になります。ですので、その辺についても今現在の負担とそれほど変わらないような改正をさせていただくように検討していきたいということでご回答させていただいておりますし、先日の政策会議の中でもその方針を了承していただいたところでございます。まだ具体的に補助率を2分の1からどれだけにということが決まっていけないわけですので、本当の具体的な数字というものは

挙げられないんですが、例としまして、一番遠い加増野の方が現在負担している額と同程度ぐらいまでの補助率に上げさせていただきたいということで考えております。

以上です。

副議長（大黒孝行君） 11番。

11番（土屋誠司君） 先ほどもくどく言いますけれども、教育長、この統合問題はただ学校だけの問題じゃないんですよ。次から入ってくる子供もあるわけですよ。これからUターンとかそういう人にも影響がある、そういうことを含めて、なぜこの区長とPTAだけなんですか。区長会からも要望があるでしょう。なぜやらないという。それをやっていたらいいんですけども、PTAということは、当面する関係者だけでやって、これでは納得できない。ぜひこれは皆さんの意見を聞いてからやるように、22年ではなくて先延ばしというか、ということで再考してくださいよ。それでなかったら教育委員会で一生懸命やっていると言ったって、議事録がなければ何やったかわかんないでしょう、これね。ただ、統合を尊重して。こんなのは納得できないですよ。ぜひこれはやりかえてくださいよ。

それから、学校の予算ですけども、なぜこれは、教育長は行ってやっているというけれども、実際に企画財政課に行って直接交渉していますか。また、この地方教育行政の組織運営に関する法律の29条に、教育予算について意見を市長から「これでいいですか」と求めているわけでしょう。それに対して議案を読み上げて、そのまま承認してそのまま返すのでは、これでは余りですよ。幾らなんでも今回はこの床が穴開いているから直すとか雨漏りを直したいとか何とかするとか、そういう意見が、仮に予算を修正しなくてもそういう意見をつけて教育委員会が市長部局に出すべきじゃないですか。ただ、こういうものはただ来て、読み上げて終わりでは、教育委員会の体をなしていないですよ。これだったら教育委員会なしだっただけいいと思うんですよ。どうですかね。

副議長（大黒孝行君） 教育長。

教育長（高橋正史君） 議事録のことについては先ほど不十分だったということを認めながら、ただ討論をしていなかった、いや、議事録も書いてなければ討論していないということですけども……

〔発言する者あり〕

教育長（高橋正史君） ただ、議事録については不十分だったけれども、討論については、議事録が何もないから討論しなかったということではなく、ただ、議事録については不十分だったということは認めざるを得ないということです。

それから、区民の全体の中にしないで、ただ、私たちはこれまずかったのかなと思いますけれども、区長会というものがやはりある程度、区の、住民の代表だというふうな形で、当事者と区長さん、住民をお集まり願って、説明するということでしたけれども、昨日の区長会の中でお願ひしまして、やっぱり区長会とともに全体に、地区の集会も必要だということので7月の中旬から下旬にかけて全体の説明会をやることは確認しました。

それから、教育長、おまえ、財政へ行って文句言っているのかよという、文句言えば予算が通るのかどうなのかよくわかりませんが、ただ、これはおまえどれだけやっているんだということ、だれがどういうふう判断するのかどうかわかりませんが、私のできる範囲でのやはり教育予算の増額というふうなことは、たび重なって要求しているつもりです。

以上です。

副議長（大黒孝行君） 11番。

11番（土屋誠司君） 区長が住民代表だから、これは説明したからいいではなくて、区長さんからそんなのを負えないよと言われてるんでしょう。住民に説明できないって。そういうことを先にやってから、これは教育委員会で議決する前にやることなんですよ。ですから、議決まで戻してくださいよ。住民説明会やってから議決してくださいよ。それで、皆さんがいいと言うんならそれでしょうがないけれども、そういうこともやらないで区長会と現のPTAがいいからよしでは、どうなんですかね。市長にも聞きますけれども、どうですか。

〔発言する者あり〕

11番（土屋誠司君） 議決の前に説明するのが当然でしょう。

本当に、教育委員会は形骸化しているって、本当にひどいものだと思いますよ。議事録がなければ何を言ってどんなふうにしたか何もわからないんですよ。ぜひ、どうですかね、再考してくださいよ。

副議長（大黒孝行君） 教育長。

教育長（高橋正史君） たび重なり言いますけれども、議事録については確かに不十分だったということになりますけれども、やはり、この統合やそのほかの体制のことについては委員会としては十分な討論はしたというふうに私は思います。

それから、再考しろ、再考しろと言っておりますが、私ら確かに教育委員会の中で地区の説明会をして、その中での検討ということで議決をもらいました。区長会だけではあれだ、全部のあれでということですが、基本的に私はやっぱり稲梓中学校は今の規模では稲

生沢中と新しい学校をつくるべきだということは正しいというふうに思っています。ただ、その説明が十分でなかったというふうなことについては反省していますから、今後とも十分に地域の方とあらゆる機会をもって説明に当たりたいというふうに思います。

副議長（大黒孝行君） 11番。

11番（土屋誠司君） どう言われようと、議事録がないということ、さっきから申しわけないと言っているけれども、これは19年からゼロになっているんですよ、何も書いていない。その辺を余り言っちゃ悪いから聞かなかったけど、これを言いますけれども、なぜ19年からなしになったんですか。こういう大問題があるとき。それをちゃんと教えてください。

副議長（大黒孝行君） 教育長。

教育長（高橋正史君） 18年から19年の2年にかけてやはり同じような形になっていたようですけども、そのことについては……

〔発言する者あり〕

教育長（高橋正史君） 私の目が届かなかったことは大変反省していますけれども、そのことについては先ほどから何回も答弁しているわけですけども、今後、7月から、今後のことについて十分よく、しっかり書いていきたいと思えます。

副議長（大黒孝行君） 11番。

11番（土屋誠司君） これは、大問題を何もやってこなかったから言っているんですよ。あえてこれを隠したように見えてしまうんですよ。それまでは書いてあるですよ。それで、毎回、これを教育委員会で次の会議に入るとき、前の議事録を読んで承認したと書いてあるんですよ。それで何も無いというのがわかっているんですよ。だから、職務怠慢だって言うんですよ。どうなんですか。

副議長（大黒孝行君） 教育長。

教育長（高橋正史君） 隠している意図は全くありません。

〔発言する者あり〕

副議長（大黒孝行君） 暫時休憩します。

午後 3時17分休憩

午後 3時27分再開

副議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

教育長。

教育長（高橋正史君） 大変お時間をとらせて申しわけなかったと思います。

議事録の不備については重ねて反省しております。今後、しっかりと議事録をとって、話し合いのわかるような十分な議事録をつくっていきたいというふうに思います。

なお、統合については、稲梓の地区の住民についての説明会を誠意をもって説明していきたいと思います。どうもいろいろご迷惑かけました。

副議長（大黒孝行君） いいですか。11番。

11番（土屋誠司君） ぜひ稲梓地区の住民に説明会を開いて、皆様の十分の理解を得た上で決定してください。

終わります。

副議長（大黒孝行君） これをもって、11番 土屋誠司君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時28分休憩

午後 3時38分再開

副議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次は、質問順位4番。1つ、旧南豆製氷所について。2つ、国際カジキ釣り大会について。3つ、下田市子供読書推進計画について。

以上3件について7番 田坂富代君。

〔7番 田坂富代君登壇〕

7番（田坂富代君） 清正会の田坂富代です。議長の通告に従い、順次質問させていただきます。

去る6月15日、石井市長が3期目の当選をされました。石井市長におかれましては厳しい財政運営の中、合併問題、第二次救急の問題等にも直面され、市民の代表として大変な思いの中で市政運営に当たってこられたことと思います。

私たち議員も市長と同様、市民の皆様の意思としてこの場に立たせていただいておりますので、3期目の市政運営に当たる市長の思いを、考え方を伺ってまいりたいと思います。また、議長の許可を得て皆様の議席に資料を配付させていただきました。参考までにご覧ください。

石井市長の2期目は行財政改革に徹底して取り組むということであったかと思えます。こ

の行財政改革は果たして成功したかという評価をどのくらい得られるであろうかと考えます。徹底した歳出削減が功を奏して実質公債比率が20%までになったと聞きます。市長も40億円借金がなくなったと言っています。ここをもう一步進めて、市民の元気が出るような、市民生活を応援するような行財政改革になるよう工夫してほしいと思います。

現在の行財政改革に関して、まず気になっているのは職員の研修です。職員数の適正化計画以上に職員が減っていることに対し、少数精鋭でといつも言われるわけですがけれども、精鋭であるためには財政が豊かであるとき以上に学ばなくてはならないはずで、行財政改革が数字上ではなく実質的に成功している自治体は恐らく職員研修に多くの予算をつけています。緊縮財政の中で多種多様な市民要望にこたえようとするならば、職員の皆さんのスキルアップに取り組むのは当然のことであると言えます。

市内経済の活性化については、民間のことは民間でという答弁をいつもされます。一方で、それも確かに正しいのです。しかし、他方では行政は何もしなくてよいのかということがあるわけです。三位一体の改革の中で、ハードはけしからん、ソフトに重きを置けということになると、ハード面はどんどん縮小してしまう、市内経済は民間で、まちづくりは民間でということになると行政のかかわりが極端に少なくなる。イベントにしても同じです。やはりバランスをとるといことが大切であると考えられるわけです。

また、教育予算に関しても聖域はないという中で大幅なカットが続いているわけですが、未来の人づくりを考えたとき本当にそれでよいのかということを実際に考えなければならぬと思います。考えられないような速さで変わっていく世の中をそのスピードに対応しながら、しかも本物は何であるのかということをも身につけなければならぬ今の子どもたち、あるいは今からの子どもたちに対して行政サービスはこれでよいのかということをも全く違う環境下で生まれ育った私たちが後世に恥じない決め方をしなくてはならないということは言うまでもありません。

このような観点に立ち、以下3項目の質問をいたします。

1つ目の質問は、旧南豆製氷所の問題であります。

ご案内のように、旧南豆製氷所は2006年3月に現所有者が購入され、2008年6月までという期限つきで貸与されました。2007年3月には旧南豆製氷所を含めた形で下田市歴史的まちなみ景観形成計画が策定され、下田市は景観行政団体となり、7月には文化庁の登録有形文化財となりました。この4月に南豆製氷所応援団がアンケート調査を実施しましたが、期限である6月になり、何の方向性も出ていないのではないかと思うわけです。

先ほども申し上げましたが、市長と同様私たち議員も市民の皆様の意思として政治活動をしています。すべて市長と同じ思いを持っている議員はそういるわけではありません。だからこそ、この2年間に大切な問題なのならなおのこと議会側とたくさんの話し合う場を持つべきではなかったのかと非常に残念です。件々諍々議論しないと方向性も出せない、市民のコンセンサスも得られないということになってしまいます。

また、建物の劣化の問題もあります。2004年以降、建物の劣化は急速に進行していると思われま。全部で4つの棟に分かれているわけですが、B棟は比較的安定していますが、A棟は天井を支える柱、根太の劣化が深刻であり、天井の落下の危険があります。C棟は床の腐食が進行しており、床の腐食、建物の崩壊の危険があります。D棟の東は壁の風化、崩落があり、壁から建物の崩壊の危険があります。岩手・宮城地震のような災害がいつ起こるかわからない現状においてこのような危険な状態で借りていてよいのかという思いもあります。

そこで質問ですが、1つ目として、現在の無償貸与という状況下で災害が起きたとき、旧南豆製氷所が崩落し周辺家屋に被害が出た場合、市としてどのような対応をとるのか伺います。

2つ目として、下田市としてどういう方向性で旧南豆製氷所を考えているのかを伺います。

2つ目の質問は、国際カジキ釣り大会について伺います。

カジキ釣り大会については3月定例会において岸山議員が質問しておりますが、清正会として重要なイベントであるという認識の中で再度質問をいたします。

3月定例会で岸山議員からの質問で6,000万円プラス1億5,000万円の波及効果があるという商工会議所の試算が出され、市長からは「行政としてこういう厚意にこたえていく姿勢をしっかりとらせていただきたい」との答弁がありました。

しかしながら、JITB国際カジキ釣り大会の実態を余りにも把握していない、そのように感じられてなりません。まちづくりカジキサポートクラブは発足以来13年がたちました。完全に民間が費用を負担し、自治体である下田市になりかわってJITBに対するサポートやリエラヨットレースなど各種海の催事への協力を行っているといえます。主催者側からの自治体に対するクレーム等も一手に受ける形となっています。

こういった努力の中から、主催者側と市民の連携により日本一の、世界一の大会が行われているのです。本年、カジキミュージアムが創設される下田ですが、日本一の下田に対して、2番目となり西日本で一番の大会を開催する和歌山県串本では、同様にカジキによるまちおこしが計画され、JITBを下田から移管する要望やカジキミュージアムの建設構想など熱

心に活動をされていると聞きます。

また、大型カジキのモニュメントを下田に先駆けて自治体で制作設置するという決定もされているということでもあります。黒船祭に匹敵するようなメジャーの要素と経済効果を兼ね備えたイベントに対する支援はあって当たり前だと思います。あじさい祭り、水仙まつりと同様、JITBも今、手を打たなくてはならないイベントであるということは全く同じです。民間でやれることは民間でと言われるとしたら、余りにも極端な考え方と言わざるを得ません。労力もお金も出さないということが果たして自治体の態度としてどうなのかということなのです。

例えば、JITBにかかわる広報活動、市民の皆さんにも楽しんでいただいているマリノフェスタ。昨年は8月のお祭りのときに市民の皆さんに花火を楽しんでいただいたリビエラヨットレース、海洋観光情報の発信、JGFA本部のテントの寄贈、小型外来船に対するパブリック桟橋の不足を補うための浮き桟橋の設置など、協力すべきことは山のようにあります。

そこで、質問ですが、1つ目として、今年の記念すべき第30回JITB国際カジキ釣り大会について、サポートクラブへの補助金20万円のほかに市としてどのように対応していくのかを伺います。

2つ目として、今後のJITBに関する考え方及び対応を伺います。

3つ目の質問は、下田市子供読書推進計画についてです。

ご承知のように、3月定例会においては私は読書を中心に一般質問を行いました。学校図書館の問題、地域図書館の問題、ブックスタート、いずれも他市町から大変おくれをとっていることがはっきりしたのではないかと思います。

読書、図書館問題にどのように取り組んでいくのかという質問に対し、子供の読書や図書館に対する思いを共有したいという答弁であったと思います。そこで、どのくらい思いを共有できているのかを伺ってまいりたいと思います。

6月13日の伊豆新聞をご覧になった市民の皆さんも多いと思いますが、図書館事業としてファーストブック企画が行われました。この日、健康増進課が開いた離乳食教室に参加した親子に赤ちゃんとの出会いづくりをということで、赤ちゃんに読み聞かせを行ったという内容です。この事業を開催するために、予算はない、人員は少ないという現状の中で、相当なご苦労だったと思います。まずは第一歩を踏み出してくださった生涯学習課長に対し心より感謝するものです。

ただ、やはりブックスタートと比べるとよしとするわけにはいきません。今回ご参加いただいた親子は16組で、離乳食教室に参加された方が対象となっています。下田市では年間180人余りの赤ちゃんが生まれていますから、180組の親子に本の紹介をすべきなのです。ゼロ歳児健診時に行えば、ほぼ100%に近い親子が訪れますから、皆同様なサービスが受けられます。だからこそブックスタートなんです。

では、このブックスタート、どのくらいの予算が必要なのかを調べてみました。資料をちょっとご覧いただけたらと思います。

河津町の資料から推測するものですが、ブックスタートのキット代、そして、講師の報償費等合わせて予想される費用としてたった40万円です。子供の読書活動の推進に関する法律の基本理念には「子供の読書活動は子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子供があらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」とあります。

子供の読書環境の整備イコール未来の人づくりということではないでしょうか。本来なら市立図書館をきちんと建てかえるべきでしょうし、将来的には市庁舎、児童館、図書館等の複合施設の建設もあるかもしれません。しかし、今必要なんです。そうだとしたら、どんな工夫ができるのかと考える必要があります。学校図書館へパソコンを設置し、インターネットによって市内他校への学校図書や市立図書館の図書の検索、貸し借りを可能にするシステムを構築することによって子供の興味、関心にこたえられるようにしたい、そういう答弁を教育長はされますけれども、私はもっと単純に学校図書費をふやしたほうがよいと思います。それぞれの地域の小・中学校の子供たちにとっては、地域の学校の図書館が充実するのが一番よい行政サービスであるし、また、学校図書館が利用できない未就学児のためには市立図書館ができるだけ多くの絵本を整備したり、いろいろな図書館事業を行っていけばよいのではと考えるわけです。

今議会に提出された補正予算書には、市長選挙事務費の約1,000万円減額が出されていますが、同時に庁内LAN用パソコン購入費として約740万円が計上されています。教育費としては小学校図書に10万円、小学校教材備品に20万円です。当局側の優先順位として、教育や経済観光支援、あるいは健康保険税の減額より優先順位が高いという認識があるというふうに思えてなりません。

3月定例会で教育長は「全体の予算の中では聖域がない。教育だってその聖域ではない。頑張っているけれども、思うようにいかない」そのような内容の発言をされています。教育長にはもっと頑張っていたきたいとは思いますが、現実的にはやはりそこは市長の政治決断でやるしかないと思うのです。将来の下田を、日本をつくる子供たちに対する思いを予算化し、執行できるのは私たち議員ではなく市長です。下田市子供読書活動推進計画の中で示された推進のための方策は、きちんとやっていただけたら本当に素晴らしいと思います。アニメーションなどにも触れられていて、策定にかかわられた方たちの子供たちへの熱心な思い、人づくりに対する思いが伝わってきます。市長もご覧になってきっと同じ感想を持たれたのではないかなと思います。

そこで、お伺いしますが、1つ目、ブックスタートはすぐにでも取り組む事業だと思いますがいかがでしょうか。

2つ目、駐車場スペースの問題を抱えた図書館であること、すぐに建てかえが無理なことを考えたとき、学校図書館の充実が急務と思いますが、いかがでしょうか。

以上で主旨質問を終わります。誠意あるご答弁をお願いいたします。

副議長（大黒孝行君） ここで時間を延長いたします。

当局の答弁を求めます。市長。

市長（石井直樹君） 最初の南豆製氷関係のご質問でございますが、南豆製氷の今応援してくださっている南豆製氷応援団のオーナーとの貸借期限が今月いっぱい間もなく切れるわけでありまして、期限が迫っている中でどのような形になっていくのか、大変苦労しているところは現実でございます。オーナーのほうには応援団のほうからも引き続いて借りたいという申し入れが来ております。先般お願いしたところ、それはいいでしょうというような一応お話を伺っていますので、この件につきましては応援団のほうにはお話をしてございます。

しかしながら、応援団の方々もやはり年間60万近くのお金を固定資産税がわりということで払っているわけでありまして、大変なご負担を願っているということでございます。しかしながら、あそこの活用によって多くの方々、市民を含め外部の方々にもあの場所を見ていただくという機会をこの2年間とらせていただきました。大変多くの方々から理解、そして、大変大事な建物だというような思いを持たれたことは着実に広がっていったお、こんなふうな思いを持っております。

昨年には、国の登録有形文化財、下田の建物については初めての指定ということで、やはり壊してはいけない建物という国の判断の中で、県ではトップのランクで国のほうへ申請を

していただいて勝ち得た登録有形文化財の建物であります。

今後、将来にわたって禍根を残さないように、この建物を使ってどのようなまちづくりをしていくかということが、これから我々行政にとっても大変大きな課題であるというふうな認識をまずもっております。

南豆製氷単体というものでなくて、あそこを利用してどのような形のまちづくり、特に、景観行政団体になった下田市といたしましては、やはりあそこが駐車場になるのか、ああいふ建物が日本にもうほとんどないという中で国が指定をしてくれた史跡でございますので、これをいかに保存していくかということがこれから我々にとっても大きな問題点であるという認識をしております。

議員のほうからは、万が一、今災害が起きたときにこの南豆製氷が崩落ということで、市としてはどのような対応をとるのかというような、まず1点目のご質問が出ましたが、これは現在は先ほど申し上げましたようにオーナーと応援団の使用賃貸借ということでございますので、万が一の問題点があった場合としても市は一切手が出せないというような、今のところは、現状はそういう建物であるというご理解をいただきたいと思っております。

今後、市としてどういう方向性で南豆製氷を考えているのかということにつきましては、この登録有形文化財という価値観、これはもう再びつくれないという建物に対して評価をされている国の基準であります。下田に初めてこのような建物が指定をされたということで、これは景観行政団体である下田市としては絶対残していきたい建物という判断をせざるを得ないというふうに思います。

再びつくることのできないこの建物を、無関心ということで取り壊してしまいますと、将来に絶対、禍根を残すことにならないか、これはもう一度やっぱり市長として市民の皆さん方に問いかけていかなければならない問題ということになっていきます。

特に、先ほど申されました応援団の市民に対するアンケートも間もなく最終の報告が出るというふうに聞いておりますので、その辺のことをしっかりと見きわめていきたい、こんなふうにまず考えております。

国際カジキ釣り大会、今年はいよいよ30回という大変記念すべき大会でありまして、JGF Aのほうも本当に力を入れてこの下田の大会を盛り上げようという今準備をしております。

この7月19日から22日までということで、また、過去に来た船の中ではやはり一番最高の数もう受けられているということで断るのに苦労するというくらい、ただ、限られたとめられる場所がないというような問題点がございまして、須崎のほうにもご協力いただいたり

いろんな形で今回確保だけはさせていただきました。ちょうどニューポート訪問時期にぶつかってしまいまして、今年は私が参加できないということでございますが、市としてもしっかりしたおもてなしをしていきたいというふうに思います。

大変、民間のサポータークラブが頑張ってくれている中で、市の応援すべき補助金が少ないというご指摘はまさに大変反省している部分があるんですが、今回はサポータークラブ、あるいはJGFAの役員の方ともどのような形で、金は出さなくとも人的支援、行政のできる範囲内のご協力ということで打ち合わせをさせていただいておりますので、内容等につきましてはまた担当課長のほうからご報告を申し上げたいと思います。

議員がおっしゃったように、大変この大会はぜひ下田からどこかへ持っていきたいというような動きが全国から触手されているのは私も知っております。特に、今、お名前に出た串本、串本のほうからも数年前から市の職員が来たり、観光協会の人間が来たりして下田の大会を視察して、一緒に中に入って現状分析をして、何とか向こうへということで動いていることもわかっておりますが、しかしながら、JGFAの会長さんなんかのお話を聞きますと、やはりこの下田というのは首都圏からの船が集まるには大変利便性のある場所、あるいは西のほうからの船が入る場所、それから、すばらしい港であるというようなことの中、あるいはホテル関係がしっかり宿泊施設の整備がされておるといようなことで、下田の場所が一番いいという評価を得ての連続的なものでございますので、この30回以降、しっかり下田でやっていただくような支援というものも今後、引き続き考えていきたい、こんなふうに思います。

特に、今年はカジキミュージアムというようにカジキ関係のものが展示されますので、これによってもまた通年の観光客に見ていただけるような状況にもなるということで、特に、この4日間のカジキの経済効果というのは、先ほどおっしゃいましたように宿泊関係、あるいは飲食関係、燃料関係、大変大きなお金が下田に落ちます。一応、間違いのない数字かどうかわかりませんが、向こうから出ている数字とすれば、下田に落ちるお金が約6,000万、よく経済効果ということが言われますが、経済効果はこういう落ちるお金プラスということで約2.5倍という計算のされ方をしますので、そうしますと、下田に対するこのJIBTの大会が下田に影響する経済効果は1億5,000万ぐらいあるんだよと、こういうようなお話も聞いております。絶対に失ってはならない大会でありますので、市としても今後しっかりと肝に銘じて応援体制をとっていきたい、こんなふうに思います。

3つ目の子供の読書推進計画、ブックスタート、前の議会でも議員のほうからお話があっ

て、初めてこのブックスタートという言葉を知ったというような状況下がありますが、これに沿ってすぐ取り組むべきだというようなお話がございました。まさに、これからの中で、子育て支援というのは大変大きな行政の課題であるという思いを持っておりますので、20年度の予算の中では、特に子育てというものにつきましては厚く予算化させていただいたつもりであります。今後、こういう問題についても限られた中で厚くやらさせていただいておるということで、誤解をしないようにしてください。

ということで、こういう思いが実際に絶対必要であるというような、当然、担当課なり私どもの判断であれば、やはりいろんな面についての予算措置ということも大事であろうというふうな思いでございます。

図書館の問題ということにつきましても、これもいろいろ今度も小学校前の道路の拡幅の問題とか、そして、学校用地の問題とか出てきますので、役所の中でもいろいろ議論をさせていただいて、例えば、図書館の利用についての問題、あるいは学校図書館の充実の問題ということも話し合いをさせていただいておりますので、担当のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

副議長（大黒孝行君） 教育長。

教育長（高橋正史君） 下田の子供の読書推進計画の中の、特に2番目の学校図書館の充実ということです。

田坂議員のおっしゃるとおりで、やっぱり市立図書館の読書環境の整備に膨大な予算がかかり、現状の下田市の財政から早急な予算づけは難しい面もあるかなと思いますけれども、現実的にはやっぱり子供たちの最も身近な読書環境である学校図書館や幼稚園、保育園における環境整備を進めることが読書活動の推進のためには急務であろうと、私も思っています。

読書活動推進計画では、学校図書館の環境整備として図書の本整備充実、学校図書館の情報化、司書教諭の配置、図書ボランティア等外部人材による学校図書館の支援、幼稚園、保育園においては絵本の読み聞かせの工夫、読書スペースの確保の必要が述べられています。

その中で、特に、図書の整備、絵本の充実を優先的に進めていく必要があるなというふうに思います。本当に予算が足りない中でそれなりに要求しているわけですがけれども、なかなか増えないという形について、私ども大変責任を感じているわけです。

私、やっぱり現場にいたことがありますもので、ソフト面で子供の読書活動ということ、例えば これは誤解されると困りますけれども、図書の担当の先生が非常に精力的に動くと学校図書室がもう変容します。すると、前の先生何したんだよと、そういうことですね

ども、本当に子供が当然来ます、これは、本当に。放課後、昼休みになるとひしめくという
ような、やっぱりそういう面で、私は研修、図書主任、今度、読書推進計画をつくるときに
大分、図書主任が集まりましたので、そういう中でいい意味の競争で、あなたの学校の図書
室はどういうふうに工夫しているのという情報交換をしながら、やっぱり自分の学校の子供
の読書意欲を高めるという先生方の工夫も必要です。

それから、意外に今、地域のボランティアの人が学校へ図書の整理だけでなく専門的な
読み聞かせの、愛の会とかそのほかもそうですけれども、お母さん方がやはり図書の整理と
か読み聞かせとかというのをして、大変ありがたいなあと。これこそ地域の人材活用だなと
いうふうに思います。

それから、今、どこの学校もそうですけれども、必ず1時間目国語とか算数とかというこ
とではなくて、読書の時間10分ぐらいとって、毎日必ずやる、読書好きにしていこうという工
夫も凝らしているようです。ハード面とソフト面で学校図書の充実を図りたいと思います。

副議長（大黒孝行君） 番外。

生涯学習課長（前田真理君） ブックスタートについて答弁をさせていただきます。

下田市子供読書活動推進計画が本年3月に策定されまして、本年度から実施をするに当た
り、図書館でできることから始めようという取り組みがファーストブックでした。先ほど議
員さんのほうから資料を配付させていただきました。1度目は実際に済んでおります。

この事業につきましては、健康増進課が2カ月に一度実施している離乳食教室に図書館が
参加をし、読み聞かせが子供の成長過程でどれだけ大切なものであるか保護者の方に理解し
ていただけるよう、読み聞かせを行い、参加したお母様方に実際に絵本を手にとってもらい、
読書への関心を高めているものでございます。この離乳食教室につきましては、下田に居住
している5カ月児の方々たちを対象としております。5カ月を迎えた乳児がすべて対象とな
る事業でございます。

ブックスタートのほうにつきましては、先ほど配付していただいた裏面のほうにブックス
タートパックには以下のものが入っております。こういう実際にもう運用している市町もた
くさんあるようです。

私ども、今検討しておりますのは、このブックスタートという言葉自体がNPOブックス
タートという事業所と言ったらいいでしょうか、NPO法人なんですけれども そち
らが推奨しているこういったものをパックで利用したときにはブックスタートという名前が
使えるそうです。私ども、これも含めまして類似事業として何か本とか、あるいはバッグで

すね、エプロン、よだれかけ等、パック内容をいろいろ検討しながら今後進めていきたいと思っております。

読み聞かせの大切さはもちろんですが、読み聞かせを通して親子の触れ合いの重要性をご理解いただくためにも、これにつきましては予算要求、それから確保のほうをぜひしていきたいと思っております。

それから、申しわけございません。学校図書館、今、教育長のほうから答弁いたしました、図書館側からの補足を説明させていただきます。

現在、団体貸し出しという制度がございまして、通常の貸し出しは最高で12冊になっております。ところが、学校等団体のところには1回50冊まで貸し出しが可能ということになっておりまして、本年度に入りまして図書館の職員が学校を回りにして、この事業についてのPRをさせていただき、もう既にいろいろ貸し出しについてご利用いただいている学校が多くなってきていると聞いております。

それから、システムのほうなんですけれども、現在、図書館で使っておりますシステム、これは貸し出し専用のものでございます。というのは、導入されて9年たっておりますので、現在、今後新規でシステムを導入していくときにはこれプラスアルファの制度が構築されているようです。

せんだってお話を聞きますと、インターネット蔵書システムということで、その中に蔵書公開システムというものがあります。これにつきましては、学校から各図書館、県立図書館、あるいはほかの市町の図書館の検索が可能になっております。ここでこういう本をお借りしたいよという意思表示をいたしますと、県立図書館のほうで週に一度、貸し出し希望の本をまとめて私どもの図書館のほうに持ってきてくれると、そういう事業でございます。新しいシステムを構築する上でぜひ必要なものであると感じておりますので、こちらのほうも予算の確保、努力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

副議長（大黒孝行君） 番外。

観光交流課長（山田吉利君） 観光交流課のほうから国際カジキ釣り大会について、若干細かい点について説明させていただきます。

観光交流課としてもカジキ釣り大会が下田市を会場として開催され、今年で30回を迎えることは主催者並びにカジキサポートクラブ、その他のボランティアの皆様のおかげと感謝いたしております。

従来から下田市も目立たない部分が多いんですけども、大会本部や岸壁、それから、須崎の岸壁等船をつける部分、それから、会場となる部分、そういった部分の確保や駐車場、係留禁止看板の取り付け、片づけ、そういった作業。それから、協力団体である観光協会や漁協さん、それから、海上保安部等に対する協力要請等についてもバックアップをさせていただいております。

それから、大会当日、いろんな備品やテントも含めてですけども、貸し出しをさせていただいております。市の持っているものについては市の備品の貸し出し、それから、市の持っていないものについては、例えば、学校のいすとかテーブルとか、そういったものの借用の許可申請等行政的な部分のお手伝いということででき得るかぎりの協力はさせていただいているつもりです。

本年については、数年前までは一番大きな問題がごみということで、4日間で相当なごみが出るわけですけども、この数年は民間業者さんのほうですか、お願いをしていることで聞いておりますけれども、今年は全面的というわけにも、人員の問題もありましてなかなか難しいんですけども、一部補助はさせていただこうかなと、ごみ処理の補助も考えていきたいというふうに思っております。この辺はサポートクラブの会長さんのほうにもお伝えはしております。

カジキサポートクラブさんやJ G F Aさんとの協議の上で、何とかそのベ이스テージを活用したカジキミュージアムというものができるということで、行政財産としているいろんな利用の制限もあるということで、少し前ですけども、いろんな論議もありましたが、何とか大会にはオープンできる見通しが立ったところです。開催まであと1カ月を切りましたけれども、半年ほど前からいろんなサポートクラブの実行委員等になっておりますので、欠かさず出させていただいております。また、近いうちにサポートクラブの会議がまた一、二回あるといえますので、それにも積極的に参加させていただいて、できる限りの協力をするというふうに考えております。

以上でございます。

副議長（大黒孝行君） 7番。

7番（田坂富代君） 先に国際カジキ釣り大会のことをちょっともう一度再質問いたしますけれども、今の課長の答弁ですと、今年度はごみ処理の補助はしようかなというところで終わったのかなという気がしますけれども、実は、先ほど土屋 忍議員がふるさと納税に絡めて寄附条例の提案等ございましたけれども、こういう機会を大切にして、やっぱりトップセ

ールスも必要だと思うんですよ。大会に来られる皆さん、それなりに大きな資産を持たれた方だと思いますので、下田市が皆さんを市を挙げて歓迎しているよという、そういう姿勢を見せたほうがいいんじゃないかと思うんですよ。裏方をやっていただいているのも非常にそれはありがたいことだと思います。でも、もっともっと前に出てセールスする必要もあるのではないかなあというふうに考えているんです。本当に、せっかくですから、皆さん、そういうことを市長にも考えていただけたらなと思います。

今回、多分予算の少ない中で何とか20万円つけたよということなんでしょうけれども、やっぱり先ほど市長答弁されましたけれども、しっかりとしたおもてなしということが必要になってきますので、それは向こう側としては、お金ないんだからしょうがないよね、という言い方はきつとするでしょうね。でも、やっぱりある程度のことはきちんとしていかないと、下田市の姿勢としてやっぱり必要なんですよ。その辺を勘違いしないでやっていただきたいなと思います。

今年のカジキ大会が済みましたら、どうなのかなということがきつとまた問題点も出てこようかと思しますので、その点きちんとして精査されて、今後の対応というのもしっかりやっていきたいよということだけでは、言葉だけではなく、具体的にどうしていくのか、どうしていくのが継続につながるのかということもきちんとして考えてやっていただきたいなと思います。そこに関してはそれで結構ですので、答弁は必要ありません、これは。

子供の読書推進計画についてなんですけれども、団体貸し出しのことを、今、課長のほうから説明ございました。これはこれで大変結構なんですけれども、当然、今言われたように職員が説明に回りましたということと言われました。図書館の人員の問題があると思います。当然、50冊の貸し出しということになれば、また図書館の職員が届けるということになるかと思えますけれども、実際、今の図書館の人員の体制できちんとこれができるのかということですよ。いろいろな図書館事業をやっていきたい、図書館はしっかりした規模のものではないし、皆さんがなかなか利用できるような形態を整えていないという中で、では、外へ出ていきましょうと言ったときに、あの人員でできますかということです。口では幾らでも言えますよね。やっていきますよって。でも、実際に司書の資格のある方が、この間も答弁していただきましたけれども、少ない中で、また一生懸命やる方が司書の資格も取りに行こうといてもなかなか行けるような状態ではないと思うんです、あの状態。もう私言わなくても多分、現場にいる方はよくわかりだと思います。教育長だって生涯学習課長だってわかりだと思います。

ですから、やっぱりこの人員の問題もきちんとしていかないと、やるよと言ってもやれないと思うんですよ。無理がいきますしね。みんないっぱいいっぱいの中でやっているというかもしれませんが、やっぱり子供の教育にかかわることに予算もつけない、人もつけないでは、これはしょうがないので、やっぱりそれなりの予算化してやっていくということなら人も当然配置しなければならないでしょうし、その辺のこと具体的にきちんとしてやっていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

そして、学校間での連携とかそういうことも必要でありますし、やっぱりそれもよくわかるんですけれども、図書費、実際には学校の図書館に図書がきちんと充実するというのがベストであろうと思います。その辺も考えながら、さきにインターネットでどのくらいの効果があるかわかりませんが、貸し借りのやりとりもなかなか結構面倒なこともあると思いますし、では、どちらが有効なのかということ考えた上で、それでネットでやりとりするほうが有効だというならそれで構いませんけれども、では、具体的には学校図書館に蔵書を毎年毎年新しい本を入れていくということとどちらがやりやすいのかということもやっぱり考える必要があると思うんですよ。その辺も今後の課題としてきちんとして考えて予算要求なり何なりしていただきたいと思いますというふうに思います。

以上、再質問です。

副議長（大黒孝行君） 番外。

生涯学習課長（前田真理君） ただいまの質問でございますけれども、図書館、3月に田坂議員さんのほうからご質問をいただいて、4月から正職員で司書を持つ職員は一人配置されました。現在は職員4人です。その中で、正職員、司書の資格を持った正職員が1名、あとは臨時職員でございます。臨時職員のうち司書の資格を持つ方が1人いらっしゃいます。その4人体制の中でやっております。この読書推進計画に基づいて今後図書館の事業は進めていくべきだなと判断しておりますので、この計画に沿ったことをやっていきたいと思っております。

確かに、現在の人員では少し無理だなと思う部分もありますが、ここでは大変申しわけないのですが、ご質問をいただいて3カ月です。今、心機一転、図書館の職員4人が一丸となって子供たち、それから一般のお客さん方に対しましても図書館というものをきちんと理解していただいて、それから、貸し出しの利用率等も上げていくようにということで努力しているところでございます。ようやく始まって3カ月なものですから、私も今様子を見させていただいている段階ということで、少しお時間をいただけたらと思います。

この間、図書館の推進協議会というのをやりまして、その席上でも委員の皆様方からは一様に「図書館が動き始めたね」というお言葉をちょうだいいたしました。答弁になっていないとは思いますが、もう少しお時間をいただいて、また回答をさせていただきたいと思えます。

副議長（大黒孝行君） 教育長。

教育長（高橋正史君） 学校図書館の充実、それはソフトもハードも要らないということでは決してないわけで、学校図書室に本が少ないというふうなことが……。ただ、何か係によっては廃棄する、きちっと整理したほうがかえって充足率が悪くなるというふうな感じもありますけれども、やはり子供たちの見やすい本をよりふやしていくというような形で学校図書費のことについては要求し続けていきたいと思えます。

副議長（大黒孝行君） 7番。

7番（田坂富代君） 今の課長の答弁、教育長の答弁、市長とそれから財政課長、どうお聞きになったかわかりませんが、ぜひ子供たちのことですから、ないところ、乾いたぞうきん絞るという話も前にされましたけれども、本当に大事なことだと思うんですよ。私たち大人は結構我慢しますが、子供の教育にやっぱり市がきちんとかけようという態度を示していかないと真っ暗じゃないですか。そのところは本当に政治家として市長に頑張っていたらいいところなんですよ。本当に厳しい中、一生懸命やられて大変だとは思いますが、言うのは簡単だよと言われるかもしれませんが、でも、本当にそのところを重く受けとめていただきたいと思えます。今後の下田というのをつくっていく子供たちに予算がかけられないというのは悲しいですよ。そのところをぜひ考えていただきたいと思えます。

それから、先ほど申し上げましたけれども、カジキ釣り大会、何でこんなこと言っているのかって、私、基本的には子供の教育のこと、子育て支援のことをやっぱり自分のライフワークでやっているのに、何でこういうことかという、経済活動が悪くなるとやっぱり大人のお金の実入りが悪くなる、そうすると子供の教育かけられないんですよ。だから、すべてのことがつながっている、だからこそ私も最初はそんなことにお金をかけるなら子供の予算つけてくれと思っていました。だけどやっぱりつながっている、その辺も本当にぎゅうぎゅう締めるばかりではなく、今後の行財政改革の中で投資したお金が有効に使われるような方法をぜひ考えていただいて、私たちできることだったら一生懸命協力しますしね、それは。ですから、財政課長も思い切ってこの教育予算を市長とご相談されて、またぜひつ

けていただきたいと思います。後ろのほうでそうやっていないで、よく顔を見せていただきたいと思いますけれども。ぜひその辺お願いしまして、カジキ釣りとその教育と、なぜこんなに言っているのかと、その辺なんですよ。

南豆製氷もそうなんです。子供たちにやっぱり下田のものを残していくというそういう姿勢もあるなら、子供たちに誇りを持ってもらうとか、そういうことにも文化財を残すのに必要だろうと。だから、やっぱりみんなつながってきますから、我々のことよりも次の世代のためにぜひ施策を打っていただきたいと思います。そのように思います。

これで終わります。

副議長（大黒孝行君） これをもって7番 田坂富代君の一般質問を終わります。

副議長（大黒孝行君） 以上で、本日の日程は全部終了させていただきました。

これをもって散会いたします。

明日本会議を午前10時より開会いたしますので、ご参集のほどよろしく申し上げます。

長い間ご苦労さまでございました。

午後 4時31分散会